

厚岸町議会 第4回定例会

令和3年12月9日
午前10時00分開会

- 議長（堀議員） ただいまから、令和3年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。
- 議長（堀議員） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、2番、石澤議員、3番、室崎議員を指名いたします。
- 議長（堀議員） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
初めに、3番、室崎議員の一般質問を行います。
3番、室崎議員。
- 室崎議員 先に提出いたしました質問通告書により、ご質問申し上げます。
1番目は、高齢者の健康についてであります。コロナにより、蟄居生活を余儀なくされる高齢者の心身ともに萎えていく状態が見受けられます。この状況を打破、改善するために、どのような有効な対策が講じられているかお聞きいたします。
2番目として、事態改善のため、保健師の役割が期待されますが、現状はどうでしょうか。
2問目は、子育て世帯への給付金と困窮者への支援であります。今回、国が子育て世帯への給付金というものを行うとしております。それに従って厚岸町も動いているとお聞きしております。その給付金が現実に対象者の手に届くのはいつ頃になるでしょうか。
2番目として、生活困窮者の実情調査とその支援策について併せてお聞きしたい。
3問目は、自転車の交通安全についてであります。
1番、厚岸町における自動車交通安全対策の問題点の抽出とその対策につき、どのような検討が行われてきたかご説明いただきたい。
2として、今日まで行われてきた対策の効果をどのように自己評価しているかお聞かせください。
3点目として、今後行っていく対策についてご説明をいただきたい。
以上であります。
- 議長（堀議員） 休憩します。

午前10時04分休憩

●議長（堀議員） 再開します。

町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

3番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の高齢者の健康についてのうち、(1)の「コロナにより蟄居生活を余儀なくされる高齢者の心身ともに萎えていく状態が見受けられる。この状況を打破、改善するため、どのような有効な対策を講じられているのか」についてであります。感染症予防として基本である不要不急の外出自粛、人が多く集まる機会を避ける、会食を控えるといった週間が長期化することは心身ともに萎えていく状況を招く原因となり、若い世代であれば元に生活に戻れば心身機能も自然に回復することが期待できますが、高齢者の場合は元の生活に戻っても完全な回復が難しい状況に至ることが予測されます。

地域包括支援センターでは、足腰が弱ってきた、元気がなく閉じ籠もりがちになっているなど、コロナ禍による心身機能の低下に関する相談を受けております。また、年度当初に計画していた介護予防教室と家庭訪問などの活動は、緊急事態宣言期間中においては中止または電話による確認などに変更せざるを得ない状況でありました。

このような状況下でご質問にある対策として、昨年7月に70歳以上の高齢者、約2,000人に対し、自宅で簡単にできる介護予防体操のポスターとパンフレットを送付したほか、希望者にDVDを無料で送付いたしました。

介護予防事業では、従来の内容に加え、今年度から新たにリハビリ専門職による定期的な身体機能の確認と日常生活で活用ができて助言指導を受けられる貯筋検診を実施しております。

また、本年8月にはコロナ禍で心身状態の低下を自覚している高齢者や体調不良の不安が認められる高齢者を早期に発見して優先的に介護することを目的とした高齢者実態調査を実施したほか、広報あつけし12月号で介護予防の特集記事を掲載し、周知啓発を行いました。

今後も高齢者の総合支援拠点である地域包括支援センターを中心として、高齢者の心身機能の低下をできる限り予防する取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、(2)の「事態改善のため、保健師の役割が期待されるが現状はどうか」についてであります。高齢者の総合支援拠点である地域包括支援センターは、保健師をはじめ、専門職が配置され、主な業務の一つとして介護予防事業の企画や訪問支援活動、医療機関など関係機関との連携や調整があります。地域包括支援センターが実施する介護予防事業と健康診査等を担当する保健部門が実施する保健活動は、双方を一体的に実施することが効果的であると言われていたため、町では先ほどの答弁で申し上げました高齢者実態調査と保健部門が実施する特定健康診査の結果からハイリスク者を抽出し、今月から随時、地域包括支援センターの保健師と保健部門の保健師が共同で家庭訪問を行い、高齢者の生活状況や健康状態の確認を行う予定であります。家庭訪問で把握された高齢者の生活実態に応じて、医療機関をはじめとした関係機関と連携を図り、高齢者

と家族も含めた支援を進めることとしております。

また、保健部門では新型コロナウイルス感染症の流行による生活習慣病の未治療者及び治療中断者といった高齢者を含むハイリスク者に対し、医療機関の受診を促す取組を行い、高齢者の健康支援に努めております。

このほか、保健師の日常業務である家庭訪問や健康診査、各団体の健康教育、個人の保健指導の場面では、コロナ禍における心身状態の低下や健康状態の影響について、専門的視点をもって支援を行っております。

新型コロナウイルス感染症の流行は、いまだ収束時期が見通せない難しい状況ではありますが、適切な感染症対策を講じた上で、高齢者をはじめ町民の健康を守る保健活動を継続していきたいと考えております。

続いて、2点目の子育て世帯への給付金と困窮者への支援のうち、(1)の「給付金の届く時期」についてであります。令和3年11月19日に閣議決定したコロナ克服新時代開拓のための経済対策において、子どもたちを力強く支援し、その未来を開く観点から、子どもを養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、ゼロ歳から高校3年生までの子どもたちに、一人当たり10万円の給付を行うとされたもので、具体的には子ども一人当たり5万円の現金を迅速に支給するため、中学生以下の子どもについては児童手当の仕組みを活用することで申請の必要がないプッシュ型で年内の支給を目指すこととされたものであります。

これを受け、本町におきましては、中学生以下の子どものほか、中学生以下の兄弟がいる高校生については年収要件や口座情報を把握できていることから、年内支給を目指して準備を進めているところであります。

高校生のみを養育している場合や町から児童手当を支給していない公務員については、申請していただき、審査の上、支給の可否を決定する必要があることから、年内にも申請の受付を開始し、年明けの1月中旬以降、順次支給を開始していきたいと考えております。

また、残りの5万円については、来春の卒業、入学、新学期シーズンに向けてクーポン券または現金による給付を行うとされておりますが、現段階では国から詳細が示されておらず、本町における支給については今後検討が必要となりますことをご理解願います。

次に、(2)の生活困窮者の実情調査と支援策についてであります。経済的に困窮し、生活を維持することができない恐れのある人、いわゆる生活困窮者に対する支援は、生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所を設置する自治体が自立相談支援機関として対応しております。当町を含む釧路管内町村には自立相談支援機関がないため、実情調査及び支援策について、直接的な対応をしていませんが、福祉事務所を設置する北海道釧路総合振興局及び同局が自立相談支援機関として委託している一般社団法人釧路社会的企業創造協議会が運営する生活相談支援センターくらしごとのほか、必要な生活費等を貸付する緊急小口資金総合支援資金の窓口がある社会福祉協議会などの生活困窮者支援を実施する関係機関と連携を図りながら情報の共有を図っているところであります。

また、当町では保健福祉課窓口において、町民個々の相談に対して生活の実情をお聞

きし、町で調整できる範囲の支援を進め、生活困窮者の最初の相談窓口として対応しているところであります。

さらには、収入が減少した人などへの国民健康保険税及び介護保険料などの各種減免制度、福祉灯油購入助成事業などによる生活を支える各種事業や生活困窮者に対する各種制度を町ホームページまたは広報誌等で周知しているほか、必要に応じた支援を行っております。

このほか、令和3年11月19日に閣議決定した住民税非課税世帯に対する10万円の特別給付金について、国からの指針や対象者の内容が示されましたら、町として速やかに対象世帯に対し給付手続を行っていきたくと考えております。

続いて、3点目の自転車の交通安全についてのうち、(1)の「自転車交通安全対策の問題点の抽出とその対策につき、どのような検討が行われてきたか」についてであります。近年、自転車事故による死亡事故が報道されている中、厚岸町においても死亡事故は発生していないものの、毎年自転車事故が発生している状況にあります。自転車交通安全対策の問題点として、自転車を利用する方の交通ルールの認識が薄いと考えられることから、交通安全対策の一つとして、朝の交通安全運動啓発活動における交通安全指導員による指導を行っております。具体的には、朝の通勤または通学の時間帯に、湖南地区では6箇所、湖北地区では12箇所の交差点や横断歩道で学校の夏休みと冬休み期間、土曜日と日曜日を除いた毎月1日と15日と季節ごとの交通安全運動実施期間中において、自転車を利用する方に安全運転への啓発指導を行っております。

また、厚岸警察署などの関係機関と連名で、自転車の基本的な通行ルールである自転車安全利用五則や万が一の事故に備え個人賠償責任保険などへの加入勧奨などを記載したチラシを広報誌に折り込み、配付しております。

さらには、自転車交通ルールの認識を深めるため、学校での交通安全教室を実施しているほか、今後自転車講習会の機会を増やすための取組として、新たな講習会の検討を行ってきたところであります。

次に、(2)「今日まで行われてきた対策の効果」についてであります。これまでの取組の効果については、目に見えにくいものではあります。今後とも継続して自転車事故の防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(3)「今後行っていく対策」についてであります。新たな対策では自転車事故による被害の軽減を図ることを目的として、自転車ヘルメットを購入した方に購入費用の一部を補助する制度の創設と自転車の安全と適正な利用を図ることを目的として、自転車保険の加入に関わる費用の一部を補助する制度の創設について、現在検討を進めております。

また、補助金を受けるに当たっては、その一つとして厚岸町自転車安全運転講習会を受講した方を対象にする考えで、交通ルールの認識を深める場を増やし、自転車事故の防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。小中学校における児童生徒の自転車の交通安全については、教育長から答弁があります。

●議長（堀議員） 教育長。

- 教育長（酒井教育長） 私からは、3点目の自転車の交通安全についてのうち、小中学校に係る交通安全対策についてお答えします。

児童生徒に対する交通事故対策に関しましては、学校及び町、警察、保護者や関係機関による安全教育、安全指導や見守りを継続して実施しているところであります。町と警察においては、定期的な指導強化期間や学期始めなど、必要に応じ交通指導員による街頭指導やパトロールを実施し、啓発指導を行っております。学校においては、学校安全計画に基づく交通指導として、保護者と連携しながら、定期的に登下校における街頭指導を実施するとともに、通学路の点検を実施しております。また、年度の初めに警察や関係機関と連携した交通安全教室を実施し、交通ルールの確認や歩行の仕方、自転車の乗り方等について指導しております。

このほか、近年においては自転車が歩行者にけがを負わせる事故も起こっていることから、自転車乗車時の危険性やマナーについても指導を行っております。さらに、家庭向けにも啓発資料を配付し、交通安全に対する意識が途切れないよう努めております。

これらの効果につきましては、ここ数年の交通事故発生件数からの推察ではありますが、一定の成果が認められると考えられます。

しかしながら、事故は児童生徒の命を失うことにもつながります。安全教育は生涯にわたってその意識、能力を持続させる必要性があることから、今後も関係機関等と連携するとともに、内容の改善を行いながら継続した指導に努めてまいります。

- 議長（堀議員） 3番、室崎議員。

- 室崎議員 まず、高齢者の健康についてであります。この前も外国のそういう研究機関の発表がありまして、高齢者が元気であるためには何が1番大事かという、ごくごく当たり前のことを言っていました。それは人に会うことだと言うのです。人に会って、人と話をする、これがお年寄りを元気にする1番の薬であると言われて、当たり前といえば当たり前のことなのですが。このコロナが流行った現在、コロナだ、来るなというような風潮になっています。それで、特にお年寄りとは人と会う機会を失われてしまう。そのために心身ともに衰えていく。それだけでなく加齢による衰えがあるのに、それにスピードがかかるという状況だと思うのです。

それで、当然私が言うまでもなく、担当者においてはそのことはよく分かっていると思う。それで今回も質問しましたが、いろいろなことをなさっている。このことに関しては、私は一生懸命やっていると評価しています。敬意を表します。その上でお聞きするのですが、これらの施策によって十分な効果を上げていると評価していますか、自分で。

- 議長（堀議員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

今年の前半といたしましては、やはりコロナの緊急事態宣言ということもございませ

て、動きが鈍かった、できなかったというところもございますが、これらの先ほど町長から答弁させていただいた内容を取り組んだところ、最近では高齢者実態調査というものをさせていただき、その結果を踏まえて、ハイリスクと申しますか、困っている方の項目の状況を見て、六十数件、そういう方がいらっしゃるということも分かりましたので、今月に入ってからはございますが、担当の職員のほうで家のほうに出向いたりですとかさせていただいておりますので、それで訪問して、いらっしゃる方につきましては、わざわざありがとうございますということも言っておきながら、これからについても相談させていただいておりますので、そのような成果は見られているのかなとは思っております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 前から言われていたのですが、お年寄りのほうが出てこれなかったら、こっから行くより仕方ないのだということですよ。そのための施策を動き出したということですね。それで、それはどんどん進めていただきたいのです。と同時に、いろいろな要素、要するに行うほうの提供できる労力があると思うのだけれども、ハイリスクの方を対象にしていると聞こえるのです。ところが、予防というのは今元気な人が元気でなくなることをないようにするという部分も非常に大事だと思うのです。その意味で、もう一段強くこういうものを進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおりでございます。今年の前半につきましては、緊急事態宣言の状況を踏まえながら動いてはおりましたが、委託事業ではございますが、社会福祉協議会への委託でございますが、元気いきいき教室ですとか、あと町のほうでも、またこれ一般の医療機関に委託しております貯筋検診事業とかというものを活用しながら、それらの取組を行っているということでもありますので、今後もそのような形で元気な方についても、引き続き対応してまいりたいと思っております。

さらに、これも委託事業でございますけれども、社会福祉協議会のほうでも生活支援コーディネータという職員が、やっとこの最近になってコロナも落ち着いてきて、人が若干集まれるかなという状況にもなりましたので、各自治会のほうにもご案内させていただきながら日程調整をして、懇談会的な事業も行ってまいりますので、引き続きそのような元気になれるような対応をしてまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 これから動き出すという話ですが、その元気いきいき教室とか貯筋何とかというのは、前にもやっていたことですよ。対象となる人の何%くらいがこれに出席しているのですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 元氣いきいき教室につきましては、厚岸町に居住するのはもちろんでございますが、65歳以上の高齢者ということで、それ以外の制限はございません。1回当たり、湖北地区、湖南地区に分けて実施しておりますが、約30人ほどの出席をいただいております。

（「答弁になってない」の声あり）

●議長（堀議員） 休憩します。

午前10時30分休憩

午前10時30分再開

●議長（堀議員） 再開します。
保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 大変、失礼いたしました。

今の事業につきましては、65歳以上の一般の高齢者ですので、約3,000人のうちの30人でございますが、0.01%という少ない数字でございますが、そのような率となっております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 そういう評価をちゃんとしてほしいのです。これやっています、あれやっていますというものを並べて、それで十分であるということなのですかと言ったときには全然違う話をしてそれとそうとする。それではだめなのです。効果のあることをやってほしい。それをお願いしておく。

それから、こういういろいろな催し物、講座によく見られるのですが、延べ人数で言うのです。10回開いて10人ずつ来れば100人来たことになる。10回とも同じ人が来ていれば10人しか来ていない。その当たりを含めて、きちんとした実態を出して、どうやったら効果があるか、それを考えていただきたい。

次へいきます。今回、保健師の役割というものを取り上げてみました。かつては保健師の話として、よくあちこちの地域のお年寄りから聞いたのですが、何々さん、保健師の名前ですが、定期的にこの地区、1軒1軒訪問してくれると。そして、私たちのいろいろな話や悩みを聞いてくれる。助言をし、指導をしてくれる。ありがたいという話をよく聞いたものです。ところが、近年あまりそういう声は聞かないのです。保健師が非常に忙しいのか人が足りないのか、個別の訪問ということが常時行うという状況ではな

くなってきているのではないかという気がするのですがいかがでしょう。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

今、保健福祉課内での現状でございますけれども、保健部門の保健師につきましては、主に小さなお子さんがいるところですか、乳児がいるところへの戸別訪問というのは欠かさず行っております。

高齢者部門について、またそこで役割分担を分けて地域包括支援センターの保健師が電話なり心配な方にかけてさせていただいておりますが、戸別訪問という部分は少ないかなというご質問でございますが、今、遅らばせながら、先ほどの高齢者実態調査というものの数字を踏まえて、それでリスクが高そうな人のほうに、六十何件でございますが、今戸別訪問させていただいているというような実情でございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 かつて、地域医療体制でせたな町というところが村上という先生を中心にして、厚労省が驚くような地域医療のシステムをつくり上げましたね。それで、せたな方式と霞ヶ関では呼んだそうですが、そのことを私、大分前ですが議会でお聞きしたときに、当時の福祉課長は、せたな町の保健師の数は厚岸町の人口に引き替えると23名であると言っていました。23名の保健師を揃えろとは言いませんが、厚岸町の場合には当然いろいろな事情があるのでしょうかけれども、保健師は少ない。そこにもってきて、先ほど言ったような地域の人の声というものが出てくる、この頃聞かないという理由には、恐らく地区担当制から部門別の担当に組織が変わっているのではないかと。保健師というのは、町民一般が見るときは、この分野だけやって後の分野は私の担当ではありませんというような人だとは見ていないのです。全人格的なものとして保健師を捉えているわけです。そういう町民の期待に十分応えられる体制になっているのかということが非常に疑問なのです。そういう点については、いい、悪いの問題ではありませんが、どのようにお考えでしょう。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

先ほどは部門別の答弁をさせていただきました。実態、保健部門の保健師につきましては、地区を担当割り当てた中で職務させていただいております。その中で高齢者の案件が出てきた場合につきましては、地域包括支援センターのほうと連携をしながら進めているという状況でございます。ですので、部門は分かれていますけれども、その地区担当の者と高齢者の部門とを連携しながら、その方に応じた対応策を講じて、助言しながら進めているというような状況でございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 いい、悪いの問題ではないですから、聞いているのは。どうなのでしょう。そういう仕事を預かっている保健師の数が、十分、いわゆるマンパワーと言うのですか、足りているとお考えでしょうか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） まず、数値的なことでございますけれども、北海道におきまして、各市町村の保健師の数というところでの調査というのもありまして、その結果がございまして、人口1万人未満の市町村については、厚岸町につきましては7人の保健師がおりますけれども、それが35の町のうち、ちょうど平均的な数とは統計的には見られております。私の思いといたしましては、今実際コロナワクチン接種の部分で保健部門の保健師3名をワクチン接種のほうに配属している現状がございましたので、これが落ち着くまでは不足というところを思っているところでございますが、ワクチン接種が落ち着いて、元に戻りますと、ある程度、職員がたくさんいたことに越したことはないと言ったらあれですけれども、今の人数ではほぼ満たされているのかなと考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 どうも町民の認識と担当課長の認識はあまり一致していないようですね。こういう仕事をやればいいのかというところで、保健師という人が、こんにちわ、おじいちゃん元気ですかと入ってきたときに、怒る人はまずいないのです。1番入りやすい人なのです。そして、その予防だろうが介護だろうが、分野に関係なく相談に乗ることができる専門職なのです。これは保健師でなければできない仕事なのです。いろいろな報告書を読みますと、保健部門にいた人が介護部門に行き、また保健部門に行きと動きますよね、人事異動で。その両方やってみて、保健師に対するアンケートに答えている中に、介護部門に行きしみじみ思ったのだけれども、予防活動というのは公衆衛生看護の最も特徴的な役割である。そして、自分が見たのは保健分野で疾病を十分予防できなかったために現在結果として要介護になっている人が非常に多くいるということ強く感じたという一文がありまして、今回の問題と重ねて、私は非情にここが印象的だったのです。ですから、保健師の仕事というのは事務仕事もたくさんあると思うのです。だから、のべつ幕なしに外へ出てろと言われても、これできないと思うのです。そういう中でどうするかということ、やはり考えていただきたい。

それで、一つ提言しておきますが、事務職と変わらない分野ですね。そういうものに忙殺されているということは、前に同じような話を議会で聞いたときもお聞きしました。したがって、そういう事務職の仕事について、保健師に手伝うというか、正職ではない人を付けて手伝うとか、いろいろな方法があると思いますが、荷物を軽くする。そして、本来保健師でなければできない仕事を十分にこなせるようにする。そういう体制

をつくっていくことが非常に必要ではないかと、そのように思います。

それと、もう一つ。これも指摘しておきたいのですが、道が出した基準あるいは道内の平均的な数値、それは本当の最低のものだと思います。本来的な仕事をきちんとやったら、そんなものでは足りないというのは専門家はみんな分かっているはずで、そのあたりを、平均値を出してみたら似たようなものだったから、これで十分なのだというような認識では現場がかわいそうです。そのあたり、いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

現場の状況につきましては、私先ほど平均的なところでの答弁をさせていただきましたが、より充実した保健活動、高齢者対策ということを踏まえ、まだまだ課題はあるのかなど。事務職との役割、保健師との役割というところでは認識しておりますので、現状における業務状況を踏まえ、今後についてその辺をしっかりと人員体制についての在り方を、まずは課の中として考えていきたいなと思っております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 よろしくお願ひします。

それで、2番目にいきます。給付金なのですが、町長のご答弁で年内支給を目指しているとおっしゃっていましたが、ぜひ、これは、下世話な言い方ですが、握って始めて金ですから。それまではただの話ですから。この歳末を迎えて、少しでも1番必要なときに必要なところに給付されるようお願いしたい。

その上でお聞きするのですが、児童手当のシステムに乗る給付と乗らない給付と二つに分かれるわけですね。それで、システムに乗る給付については答弁で分かりましたが、システムに乗らない給付というのはどういう人で、それでその人数はどのくらいなのか。まず、それについて。それから給付総額です、その部分の。教えていただきたい。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

児童手当の制度を活用してというところですが、これについては中学生以下のお子さんのところが703人おまして、児童手当の制度の中に押さえている子どもさんですが、中学生のお兄さん、お姉さんで高校生相当の、18歳以下と申しますか、という方が世帯の状況が分かりますので、そういう方につきましては95人いらっしゃいます。この方と、細かい数字でございますけれども、最近お子さんが出生された方が3人おりましたので、今この703人と95人と3人で合計801人いらっしゃいます。その方に対して、一人当たり5万円でございますので、4,000万円ほどの支出となってきます。これが国でいうプッシュ型ということで、町の児童手当制度で押さえている方に支

給する人数と金額でございます。

それ以外の方につきましては、公務員が各それぞれ国、道、町もそうでございますが、それぞれの官庁から支払いされているものでございます。それと、中学生以下の子どもがいらっしゃる高校生だけの世帯、こちらの方々になりますけれども、人数的には公務員が約80人くらいを想定しております。高校生しかいらっしゃらない家族につきましては151人ほど見込んでおります。合計しますと230人ほどかなという推計でございます。これに5万円を掛けますと、1,150万円ほどとなります。

児童手当の制度を使わないで支出する方につきましては、今言った人数なのですが、手続につきましては、今、近々に今日、明日にでも申請書、案内書をお送りさせていただいて、年内にそれを集約し、支出につきましては、その事務手続の関係から年明けになってしまうのですが、1月以降順次まとまり次第支出させていただこうと考えております。

以上です。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 高校生でなければダメなのですね。高校に進学しなかった18歳未満の人がいるところは対象にならないのですね。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。説明に足りなさがあるんで申し訳ございません。

高校生という言い方をしましたけれども、年齢で18歳以下の方になりますので、働いていらっしゃるけれども専門学校に行っている、それは全く対象となるということでございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 今回の給付金に関しては、その制度趣旨にいろいろな意見がありますけれども、生活困窮家庭にとっては、これは非常にありがたい話だと思うのです。それで、ここに生活困窮家庭の話もちょっと書きましたが、この前もちょっと読んでいると、子どもが、ママ、どうして食べないのと不思議な顔をして聞く。自分の食を削って子どもたちに食べさせている。そういう、これはシングルマザーでしょうね。子どものそういう声が1番つらいというような困窮した家庭も世の中には決して少なくないわけです。そういうところには、この給付金は非常にありがたいのです。町によっては、先行給付というのをやっていますね。そういう申請書を一定の書類を付けて出せば、差し当たってまだシステムが出来上がる前でも出しましょうというようなことをやっているところも現にあるようです。そういうことを含めて、そんな面倒くさいものやってみてという余裕のあるうちはいいのです、それで。だけれども、どうしてもというところ

はそういう形で手を差し伸べるということもしているようですが、そういうことの検討はしていますか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） このたびの給付金の関係に当たりまして、ご質問者おっしゃることは我々の職員の中で十分検討はさせていただきました。しかしながら、この12月に入って、やはり申請をいただいて、それで税情報の確認とかもございます。それらを踏まえますと、年内の支給というのは間に合わないというような判断はさせていただいております。それで、年明けになってしまいますが、その支給ということでのスケジュールになってしまいましたので、これにつきましてはご理解いただきたいと思います。ただ、そういう方につきましては、どうしても困っているという方につきましては、別な手法での貸付とかという制度もございますので、そちらもご紹介させていただきながら対応させていただきたいと考えております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 この程度でやめますが、この点については。その、今最後に言ったいろいろな救済制度あるのだという部分については、十分に広報やそういうもので町民に知らしめてほしいのです。これはよろしくお願ひしたい。

その上で、3点目に入ります。私、この自転車に関して同じ質問を前にしていますね。いつの議会だったかお分かりですか。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

令和元年9月の議会だと思ひます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 もうそれから2年たっているわけですね。今回出たきた答弁見ますと、あのときと何も変わらないのです。SDGsではないけれども、あのとき原稿のリユースかな、そのようにまで思われるわけです。自転車利用五則から始まって、いろいろなこと私言いました。特にヘルメットだとか、それから自動車損害賠償保険については強調しておきました。この2年間、何をやっていたのですか。それから、いろいろここに教育委員会も、それから町長部局も、あれやっています、これやっていますと書いているのですが、それで十分効果が上がっていると考えているのですか。教育委員会は数からいって十分効果が上がっているというような言い方だったけれども、これで万が一重大事故が起きたときに、何ともありませんよと言えるのですか。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

まず、今まで検討してきたということではありますが、ヘルメットを購入する際、あと保険に加入するというところでいろいろ検討をしてみました。その中で、その自転車用ヘルメットを購入する際に助成をするということで、いろいろ年齢制限をどうするかと。あとは自転車講習会を受講した人をどうするかという議論をし検討をしてみました。このたび、来年度を目標にしまして、自転車用ヘルメット購入の際に、まだこれは案で、今策定中なのですけれども、購入価格の2分の1以内で上限を2,000円補助しますと。一人につき1回限りということと、あとは保険であります、加入した人に年1回なのですけれども、2分の1以内で1,000円を上限に補助するというので今取り進めております。

また、この補助を受けるに当たっては、1回目の町長の答弁でもありましたように、厚岸町自転車安全運転講習会というのを、今考えているのは年3回、4月5月、6月ということで開催をして、そこに受講した人を要件としております。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） ご指摘の、これで大丈夫と言えるのですかという部分に関してですけれども、これで大丈夫って自信をもって言える、それは100%はないと思います。ただ、学校でまず何ができるかということと言いますと、児童生徒への直接の指導、それから保護者への啓発、それを繰り返しやっていく、それが学校の役割なのかなど。状況に応じて、その講習会の中身であったり、指導の内容であったり、方法であったり、そういったものはその都度更新しながらやっていますが、こういう文章でお答えということになりますと、何々の教室をやっていますとか何とかということになってしまいます。ただ、学校としては中身をいろいろ工夫しながら、改善しながら進めております。繰り返しますけれども、これで大丈夫かと問われますと、絶対に大丈夫と言い切れるものではないという認識は持っております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 まず、前へ進めているのだと、これからいよいよ具体化してくるという話を聞きましたので、ぜひそれはお願いしたい。

それから、教育委員会ですが、小学生についてはヘルメットを義務づけているのですね、学校としては。中学校はどうなの。そのあたり。

●議長（堀議員） 指導室長。

●教委指導室長（廣瀬室長） お答えいたします。

ヘルメットの着用につきましては、家庭での努力義務ということで、家庭へお願いを

している状況です。登下校に関しては、太田中学校ではヘルメットを着用義務としています。真龍中学校については、努力義務ということで家庭へお願いをしているという状況であります。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 ヘルメットの着用についても学校任せということですか。教育委員会としてきちんとした線を出すべきではないかと思えます。その点、ご検討いただきたい。

それから、もう一つ指摘しておきますが、今、幼児二人同乗用自転車というのがあるわけです。前は子どもを乗せて二人乗りで走ることは全部だめだったのですが、一定の要件を満たした自転車には、子どもを乗せて走ることができるようになりましたが、これが何らかの形でひっくり返ると、その運転者でない席に乗っている子どもは、実験なんかすると頭から真っ逆さまに落ちるのです。非常に危険なのです。そういうことの場合には。ですから、この子どもには最低限、ヘルメットが必要なのです。そういう点も強く広報していただきたい。

それともう一つは、自転車で歩行者を轢いてしまったりする加害者になった事故というのは全国でいくつも起きていますけれども、その場合には9,500万円とか、そういう高額な損害賠償を請求される判決がいくつも今出ているということも、あまりみんな知られていないと思うので、そういうことも併せて周知していただきたい。これは学校でも同じです。そういうことで、よろしくお願ひしたい。

●議長（堀議員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 前回、質問者が自転車のことについてご質問されたときから、学校に対しては、例えば歩道を走る際のルール、マナー、こういったことについて正しく道路交通法のことを子どもたちに分かりやすく、正しく説明をしてもらうということは、ずっと繰り返してきているところでございます。

また、ヘルメットにつきましても、今ご指摘いただきましたが、学校任せではなくて教育委員会としてということをご指摘いただきました。道路交通法上の努力義務になっている部分を教育委員会としてどこまで、言葉はあれですけれども、強制できるのかと言いますか、その部分というのは少し研究しなければいけないかなと思えます。また、他町村のそういった先行事例などもちょっと学びながら検討させていただきたいと思えます。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

今後は議員おっしゃった内容について周知をしていきたいと思えますので、ご理解をお願いいたします。

●議長（堀議員） 以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

次に、4番、音喜多議員の一般質問を行います。

4番、音喜多議員。

●音喜多議員 第4回定例会に当たり、先に通告してあります3点についてお伺いしてまいります。

まず、1点目に町の財政状況についてであります。そのうち、令和3年度、今年度の交付税の交付状況はどのような見通しになりますか。そして、今年度の見通しから来年令和4年度の交付税の交付見通しはどのように考えておられますか。

昨年以来、突然の新型コロナの影響で財政的にどのような影響を受けているかであります。また、このコロナの影響で現時点で次年度への繰り越す事業はあるのかどうか。このような状況の中で、今年度の町税の収納状況はどんな見通しになるかであります。

2点目に、産業振興の観点からお伺いします。水産業ではサンマ漁の不振と初の赤潮被害により、ウニや二枚貝のホッキ、ホタテ、巻き貝のつぶ類、昆布や養殖ワカメにも影響が懸念されています。また、酪農においては乳製品がコロナの影響で需要が低迷し、全国的に余剰品が発生していると報じられています。水産、酪農、いずれも本町の基幹産業であり、基盤を揺るがしかねない状況にあります。厚岸町として、この難局に対応する取組についてお伺いいたします。

3点目に、JR花咲線糸魚沢駅前広場の活用と振興策についてお伺いします。JR糸魚沢駅は残念ながら廃止が決まりました。地域住民は通過する列車を見ながらも、JR糸魚沢駅の鉄路利用はできなくなります。今後は、国道44号線が移動の重要な役割を担うこととなります。その44号線に面し、一定の面積を有し、人や車での待ち合わせや昼間の休息、釧路・根室間の都市間バスの運転手交代の待機場所など、スペースと交通事故に対する安全が確保できる広場として活用されております。そこで、今後も引き続き、ドライバー等の休息スペース確保とともに、今後このような広場の活用策をどのように考えているか伺います。

観光客や来町者のため、広場の一角に公衆トイレを設置する考えはないかということでもあります。都市間バス運行事業者に対し、糸魚沢駅前にバスの乗降所を設置するよう働きかけていただきたいということでもあります。

以上で、私からの1回目の質問を終わらせていただきます。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 4番、音喜多議員のご質問にお答えいたします。

1点目の町の財政状況について、(1)の「令和3年度の交付税の交付状況はどのような見通しか」についてであります。令和3年度の当町の普通交付税の額は38億2,809万4,000円で交付決定されており、前年度と比較すると4,809万2,000円、1.3%の増となっております。現在、国の補正予算において、国税収入の増額補正を伴い、基準財政需要額に新しい項目を創設し、普通交付税を再算定することとされ、令和3年度交付税の総額に加算し、地方に配分するとされております。

次に、（２）の「令和４年度の交付税の交付の見通しは」についてであります。令和４年度地方交付税の総務省概要要求は、令和３年度と比較し0.4%の増としており、今後決定される令和４年度地方財政計画で大枠が示されることを踏まえて、令和４年度の予算編成に臨みたいと考えております。

次に、（３）の「コロナ禍での当町への交付税の影響はあるか」についてであります。国は地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和３年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしておりますが、当町の令和４年度交付税の影響は不透明であり、今後国の動向を注視してまいります。

次に、（４）の「コロナ禍の影響で次年度へ繰り越す事業はあるか」についてであります。現在新型コロナウイルス感染症に関する理由で繰り越しを予定している事業はありません。

次に、（５）の「令和３年度の町税収納状況は」についてであります。令和３年度10月末現在で町税全体の現年度課税分の調定額10億4,174万円に対し、収入額が7億2,499万円で、収納率は69.59%となっており、前年度同月対比で調定額が約340万円の増、収入額が580万円の減で、収納率では0.79ポイントの減となっております。

また、滞納繰越分を含めた合計では、調定額が約10億9,440万円に対し、収入額が7億3,024万円で、収納率は66.73%となっており、前年度同月対比では調定額が約210万円の減、収入額が510万円の減で、収納率では0.33ポイントの減となっております。

現段階では昨年度と比較して収納率は若干下がっておりますが、最終的には昨年並みの収納率を維持できるものと考えております。

続いて、２点目の産業振興について、「水産業ではサンマ漁の不振と赤潮によるウニの被害、つぶや昆布に対する影響が懸念されている。酪農業では乳製品がコロナ禍の影響で需要が低迷し、全国的に大量の余剰分が発生していると報じられている。いずれも本町の基幹産業であり、基盤を揺るがしかねない状況にある。厚岸町としての難局に対応する取組は」についてであります。初めに水産業についてであります。サンマ漁については、ここ数年不漁が続き、今年11月末現在で1,342トンと昨年の半分ほどの水揚げにとどまり、漁業者のみならず、水産加工場や運送業者や燃料供給業者など、多くの業種に影響が及んでいるものと考えております。

赤潮による被害については、ウニが４年間で10億円という被害額が報告されているほか、つぶについても一部に被害が出ているとの報告があり、昆布やワカメについても生育に異常が見られるなど、今後の調査や結果、来年の漁期前の資源調査の状況を注視していく必要があります。

また、ウニ以外の水産物については、赤潮と因果関係は究明されておきませんが、何らかの影響を受けているものと考えられており、国等の調査結果を待って、対策を講じていかなければならないと考えております。

これらの影響は、その対策に複数年かかると考えておりますが、厚岸漁業協同組合や買受人からは、サンマ漁の不漁と赤潮による影響対策として、将来に向けた新たな養殖魚種の選定などを模索するべきという声もあることから、国や北海道と連携し、引き続き必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、酪農業の乳製品については、新型コロナウイルスの影響により需要はいまだ低

迷っており、脱脂粉乳やバターなどの乳製品の在庫が依然として増え続けていることに加え、牛乳消費が落ち込む年末年始や春休みの学乳休止期を迎え、処理不可能乳の発生が危惧されているところです。町では昨年度、町立学校の児童生徒及び町内に住所を有する高校生相当の年齢の方を対象とした牛乳券の配布を行い、釧路太田農業協同組合では町が行う会議への牛乳の提供や町立厚岸病院、特別養護老人ホーム心和園などに飲むヨーグルトを寄贈するなど、乳製品の消費拡大に努めております。

このほか、農協組織団体における企業団体向けの牛乳券の配布が行われるなど、今後さまざまな消費拡大対策が実施されることから、町としてどのような消費拡大の取組が必要なのか、釧路太田農業協同組合と連携して検討してまいりたいと考えております。

続いて、3点目のJR花咲線糸魚沢駅前広場の活用と振興策についてのうち、(1)のアの「引き続き、ドライバーの休憩スペース確保のため、どのような施策を考えているか」についてであります。現在、糸魚沢駅前広場は北海道旅客鉄道株式会社の所有地であり、根室・釧路間の都市間バス運転手の交代場所や糸魚沢駅を利用する方の駐車スペースとなっております。バス運転手の交代場所としては、バス運転事業者が今後も利用する予定と聞いておりますが、その他の休憩スペースとしての利用については、現段階では考えておりません。

次に、イの「観光客や来町者のため、公衆トイレを設置する考えはないか」についてであります。糸魚沢駅付近には観光スポットとなる場所がないため、駅の利用はほとんどなく、公衆トイレ設置の要望はこれまでにありません。糸魚沢駅から西に約6キロメートルの位置には水鳥観察館、さらに約6キロメートルの位置には道の駅厚岸グルメパークがあり、また東に約9キロメートルの位置にはコンビニエンスストアがあることから、現段階において観光客や来町者のための公衆トイレの設置は考えておりません。

次に、ウの「都市間バス運行業者は、糸魚沢駅前乗降所を設置するよう働きかけする考えはないか」についてであります。現在、町では糸魚沢駅の廃止に伴い、公共交通を確保するため、都市間バスの乗降所の設置ではなく、鉄道及び他のバス路線との接続も考え、厚岸・糸魚沢間でのデマンドバスの運行を検討しているところであり、今後地域住民との意見交換と厚岸町地域公共交通活性化協議会での検討を進めてまいります。

以上でございます。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 まず、1点目の財政状況について伺ってまいります。通常であれば、今回のようにコロナの問題でなければどういう財政になっていたのかということも考えますし、また今回のような、こういうコロナの流行によっていろいろな対策のためにお金が使われておりますが、要は2点目と関連するのですが、2点目の水産、そして酪農がこういう状況に陥ったときに、やはりそれを救済するというか、手立てをすとなれば、お金が必要となってくるわけです。その場合に、町の財政はどのような状況にあるのかということを考えれば、今の国の動きはどうか、あるいは町の収入はどうあるのかということ想定して質問させていただきました。現在のところ、国からの交付税はそれなりに大きくはありませんが、今年に限れば1.3%地方交付税がそれなりにあると。さ

らにまた今年の交付税の総額にある程度加算が見込まれるという状況を考えると、次の仕事、産業振興に生かせるのではないかと。今年予想外にお金が入ってくるから、それを自由に使うてしまおうということではなくて、現在町がこういう困窮にあつてゐるためにその対策に使えないかというわけであります。私の考え方はそういうことでありまして、町の財政は、これはこれとして、マイナスでないというか、多少なりともそういふ余剰の中で次の仕事ができるのではないかという発想から考えております。

そんなことで、予算は予算としてというか、財政は財政として、まずよしとしながら、次の2番目の産業振興につなげていきたいと思ひます。そこで、今年の1.3%増、約5,000万円、この今年度の交付税の加算含めて、見通しとしては5,000万円超えるのではないかと私は思うのですが、担当者はどのように考えますか。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、この再算定のお話をさせていただければと思ひます。まず、このたびの国の大型経済対策、これに伴ひましての補正の内容で、この交付税が再算定というところでございますが、こちらのほうは、まず令和2年度の決算、それと令和3年度のこの見込み、これ国税収入ということで、この交付税の原資であります所得税、それと法人税、消費税、酒税、その中でも所得税と消費税、それと法人税、これが国の額が増加になったと。これが交付税の原資でありますのと法定率、これを国の一般会計から交付税の特別会計というものがありますので、特別会計にこのお金がいつもは来まして、それから地方のほうの地方財政計画のほうに来ます。そのお金が、まず国税収入がこの地方交付税の法定率分が上がったということで、今回の経済対策に合わせて、今回地方のほうに再配分ということでございます。これが全部で4兆2,761億円というような数字が、この令和2年度、令和3年度のこの見込みでプラスアルファとなるということでございます。

その内ではありますが、令和3年度の再算定の中には1兆9,700億円と、こちらのほうがこの令和3年度に再算定の部分で使われるということでございますが、その内4,700億円、これを普通交付税4,418億円、それと特別交付税に282億円ということで再算定されるという部分であります。この普通交付税の4,418億円、これが令和3年度限りでございまして、臨時経済対策費という部分で、この詳細はまだ示されておきませんが、その再算定に4,418億円を活用すると。もう一方、1兆5,000億円、これは本来であれば国のほうも交付税として町にわたす部分が、国のほうでもやはり税金だとかそういうのがなかなか計画どおり入ってこないことになりまして地方の財政対策をするのに不足する分、ここを町と地方公共団体と国とで折半してやる、要は臨時財政対策債、これを補うとしておきまして。それを1兆5,000億円で、ここの部分についてどういった形になるか分かりませんが、今新しい算定項目で臨時財政対策債の償還基金費ということで地方自治体に配るとされておきまして。

そういった中では、まだ詳細のほうは示されておきませんが、計算式ですね。それが、この12月には出てきて再算定を行うということでありまして、その部分につきまして

は、今回、既に交付されている額から恐らくプラスアルファになるのではないかという期待は持っているということですが、今のところ幾ら増えるということは、ちょっと申し上げられませんが、増えることは間違いないのかなと思っています。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 いずれにしても、増えるということに淡い期待を抱いてもいいのかなと思います。そういった収入的にある程度見込める中で、やはりどういう仕事をしていくかということになるわけですが、とりあえずやっていかなければならない仕事が目前にもうできてしまっているわけです。今年の場合には、特にそういう水産でいえばそういう不漁と赤潮、それから酪農においてはそういった余剰が生じていると。そういったものを、その対応をしていかなければならないわけですが、水産に関しては、我が町だけではないのですよね。川越課長は本当に大変だということか、どちらとも川越課長の担当の立場の中で、農業、漁業、やっていかなければならないわけですが。現在、赤潮に対しての水産関係の被害は、新聞報道にもありますけれども、担当課長として今までずっと道やら国やら、ほかの市町村等、一緒にやっていかなければならないという担当者として、肌で感じていると思うのですが、実際に対応していくとなれば、どうやっていかなければならないかという状況を聞かせていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） まず、赤潮の関係ということでございます。担当させていただいております、いろいろな町と、また北海道、それと国と情報交換している中では、今回の赤潮の被害については、まずもっては何がなくとも原因の究明、これを行わなければ、直面している部分の被害、それに対する手当はもちろんでありますけれども、来年以降、これからずっと漁業の町としてやっていくためには、やはり原因究明をした上で、それらをあらかじめ予測できる、もしくは対策のできる形というものを、今研究者の方のお知恵を借りながら、研究者の方ですら、今研究を進めているという厳しい状況ではあります。そういう中で、この先のことを考えますと、まずは国のほうでこれに対する、直面している部分についての手当につきましては、先日もお話をさせていただきましたが、国の対策が今見えてきております。まずはこれを、地元の声全てを伝えた上で、できる限り実効性の高いものにしていく、形にしていくという作業を浜から国の方までみんな協力して考えていかなければいけない課題だと考えております。

また、中長期的な部分で申し上げますと、これにつきましては、まだ決定していませんが、まさにこの来週にでも、私ども厚岸町内の水産関係者で集まっております厚岸町水産業対策協議会というものを開くことになっております。同時に水産加工業者の方からもどのような状況かということのお話も聞いておりまして、私ども担当とともに加工場のほうに足を運ばせていただきまして、この先どのようなことを希望するのかという声を少しずつ拾い上げながらも、来週の協議会の中ではさらに広い分野の皆さんのご

意見を聞いてまいりたいと考えております。

いずれにしても、直面している部分と中長期的な部分を据えた対策を講じていかなければいけないと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 水産に関しては、本当に来年も影響が出てくるのではないかと。私も現地で昆布の状況も見てきたら、もう真っ白くなっているのです。いつも夏になれば枯れるのと訳が違うというか、根元から真っ白くなっている。引き揚げてきた昆布も見せてもらいましたけれども。来春の本当に育成時期というか、春6月棹前を前にした、昆布が1番伸びるという3月、4月、5月、その頃にどういう影響が出てくるのか懸念されるところです。そういった浜の状況を聞きながら、ぜひ手当をしていただくよう、国にも働きかけていただきたいと思います。

それから、酪農のほうです。できることならば、去年は、この答弁書にもありますが、農協で独自に取り組んだものもありますけれども、我々町民も含めて、何とか手助けする方法はないものか。町民一緒になって消費に喚起に向かっていくとか、何かそういういい方法というものはないのか。その辺は去年の結果を見てどう思いますか。そういう新しい考え方も持っていませんか、担当課長として。ちょっとお伺いしたいと思います。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） まず水産の部分につきましては、引き続き、当然ながら対応させていただきます。

酪農の部分につきましては、今、現在のところはJミルクと言われている乳業メーカー、それと生産団体で構成する中でも広域的な取組として、酪農家の皆さんに対してご協力いただきながら、生乳の廃棄ということに至らないような形で、農協通じて各農家のほうにご協力の要請がいつていると伺っております。

昨年度、牛乳券の配付という形で、まずは町として取組をさせていただきましたが、この間、管内ともいろいろな情報交換をした中で、一部同様の対策を今回講じられているところもございますが、農協とお話している中では、私たち今内部でできることで、あまり表には出ておりませんが、極ミルクの食パンができております。これら、それと乳製品については定期的に農協のほうも、役場食品向けということで、他にもやっているかもしれませんけれども、全職員に周知をさせていただきまして、チーズや、そういう乳製品の購入。それと、最近であれば極ミルクパンを、受注販売ではありますが、それを定期的に役場のほうでとりまとめをしまして、その発注をさせていただいて、少しでも多くの消費にご協力できればとやらせていただいておりますし、太田農協のほうでは極ミルクを使った焼き菓子のセットというものができたと同っております。新商品も含めて、あらゆる分野でそういう形で取り組んでおりますが、今おっしゃるような昨年のような町を挙げての取組というものも、農協はもちろん、管内、そして釧路・根室

の根釧酪農ビジョンの中でもこれは課題となってまいりますので、町を挙げての取組についても、引き続き検討してまいりたいと、このように考えております。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 町長にお尋ねしたいと思います。今、言われておりますように、財政的には有り余るというわけではないですが、多少余裕があるのかなと私は見えるのですが、そういう状況の中で、今水産、酪農がこういう状況です。それに町が何らかの手当というか、そういうつぎ込むというか、そういう対策を講じるという考えはないかどうか。やはり、町長の考え方一つでもって物事が動いていくところが多いと思うので、その辺のところ、ちょっとお伺いしたいと思います。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

まず、先ほどから議論されております財政状況です。さらにまた、今後の見通しなのですが、残念なことに、これは地方自治体、全てがそうであろうと思っております。と言いますのは、やはり国の財政改革なのですが、ご承知のとおり算定基準も変わりました。地方交付税も。と言いますのは、最も基礎となるのが人口、面積なのですが、これを称して包括算定経費と言います。それを見ると、実は国税調査が基準になるのです。昨年、国勢調査をやりました。残念なことに5年前から現在、もう1,000人減になっております。そういったしますと、地方交付税は当然減になるわけでありまして。しかしながら、国のほうも激変緩和措置ということで、5年間でその方向に持っていかうという考えでいるわけでありまして、激変緩和ということで毎年、毎年減額していくという方向にあります。

それと、厚岸町といたしましては公共施設なのです。これが大体50年近く、あらゆる施設がなっておるわけでありまして。そういったしますと、修繕、改築をしなければならない。そのように考えております。当然、収入、支出、極端に違ってくるわけでありまして、ここが財政として大変厳しいものが予想されるということが言えると思っております。やはり健全財政を維持していくということが町にとっては最も大事なことであります。未来を考え、将来を考えて、財政運営をしていかなければならない、そのように考えておる次第でございます。

それと、先ほど、赤潮の関係、大変な問題です。もう我々も国、北海道に強く要請をさせていただいておるわけでありまして、国のほうはとりあえず15億円と。北海道と厚岸町生かして、地方、20億円という赤潮対策を講じたわけでありまして、今国会審議中でありまして、間もなく決定をするであろうと、そのように考えますが、町単独の対策、石澤議員の質問にもお答えしましたが、今漁業協同組合と赤潮対策はもちろんのこと、これを契機として将来の進めている厚岸町の沿岸漁業はどうあるべきか、その協議をいたしております。そういう中で、私といたしましては、大いにご支援を申し上げていきたいと。財政は厳しいけれども、やはり産業の振興、厚岸町にとっては一次産業は

大事であります。そういう点を考えながら行政運営に当たっていきたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 今、町長の言われたように、この町の基盤産業に対して、ぜひ関係者と協議の上、町長の力強い後押しをしていただきたいなど。そして、町を持ち上げていただきたいなどお願いしておきます。

次に、3点目のJR花咲線の糸魚沢駅前広場の関係です。私がこの問題を取り上げるのは、廃止になったということ、既に聞いておりますが、では地元の人方はどういう状況なのかなというか、どう受けとめているのかなということ、足を運んでちょっと調べさせてもらいましたら、こういう3点の要望というか、寂しいながらも毎日そこを見る、眺める、あるいは通る姿からこういうものがあつたならばという状況でございました。それで、まず1点目として、あの広場、JR用地ですから本来ならばJRはそこを切り売りするとか、あるいは何かしたいのだろうと思っておりますが、そうはいかないだろうと思っております。どこかに持っていくわけにもいかないでしょうし。そうすると、町の人方に見れば、長年利用した駅舎を中心にして、あの広場は残しておいてほしいというか、そういう今何をすることはないが、人の待ち合わせ場所やら、あるいはほかの人方があそこにいることを目にするということによって、やはり気持ちが変わるというか、そういう寂しさから人がいるということはいいことだと受けとめております。

そんなことから、今現在、昼間のドライバーの休憩においては、あそこを利用したり、あるいは答弁にもあるようにあそこで待ち合わせて、ほかの車に乗り合わせて出掛けたりして、そういう駐車場になったり、いずれにしても、そういう利用価値はあるということです。そんなことから、ぜひあの場所を確保して、そして利用させていただきたいということでもあります。そんなことからすれば、あそこはJRの用地なのですが、見ますと水たまりがあるので、水たまりの状態になっている。そんなことからすれば、あそこに砕石を入れるというか、そういうことは可能ですか。どうですか。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

ここの広場につきましては、1回目の町長の答弁にありましたように、現在は北海道旅客鉄道株式会社の所有地となっております。糸魚沢駅が廃止になった後ということですが、駅舎につきましては、まだ新しいということを取り壊すということにはなってございません。あと、そのこの広場につきましては、今後JRのほうでは砕石等は、手入れはしないということを知っております。ただ、根室・釧路間バスの交代場所として現在1年間で賃貸借をしているという状況ですので、今後も引き続き、そのこの場所につきましては、バス運転手の交代場所ということで賃貸借契約を取り交わしたいということですので、砕石を敷いて、今後整備をするということまでは聞いておりません。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 所有者の問題とか管理上の問題とかでいろいろあると思うのですが、やはり石くらいは入れてあげてほしいなど。そのことによって、あの広場がいろいろな利用する仕方としてはベターなわけですから、ぜひ検討の上やっていただきたいなど。正直いって、自治会がしっかりしていて、自治会がやれるならやる、本来ならやるという気持ちもあるのですが、あのとおり、もう高齢化になってしまって、もう草むしるのも大変な状況だと、できればと。できれば町のほうで何とか手当をしてほしいというのが地元の実情であります。それは全員がそうなのか、自治会の総会でその話を伺ったわけではありませんので、自治会の人からの話ですけれども、その辺のところは分かりませんが。ただ、ほかの上尾幌とか尾幌なんかも自治会と協力の上、現在、尾幌、上尾幌は利用者がまだいますから当然のことですけれども、何らかの手当をしていただきたいと思います。

今言われたようにトイレの関係ですが、やはりそこに人が集まるとなると、当然そういう用を足すというか、そういうこともあるわけです。ですから、駅舎立派ですよ、本当に。木の立派な、いい値段したのだらうと思うのですが。ぜひ、あれをトイレにできないかという方もいらっしゃると思いますが、そうはいかないと思いますが。いずれにしても将来的には、あの元の糸魚沢小学校へ上がる高台には、あそこ観光スポットになっていた。別寒辺牛を見る。今はそういうポスターというか看板はなくなったけれども、以前は、あの糸魚沢小学校へ上がるくの字の坂道の上に上がると、散布側のほうの絶景な川を、湿原を見れると。観光スポットになっていたのです。それはご存知ないですか。みんな、車で通り過ぎていくだろうから、そういうスポットになっていたわけです。ですから、そういう、今国定公園になって、それこそ別寒辺牛側を眺めるとなったら、あそこが絶好のスポットになると思うので、観光客を誘致というか、導く、誘導する、そういった意味では、あの駅広場にトイレがあつてしかるべきだなどと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、糸魚沢地区の国道沿いに住む方々にしてみれば、茶内、浜中の人方が釧路・根室間バスに釧路の病院に出掛けると。それで結構利用されていると。そういうバスだから、ぜひ自分たちも将来はもし町立で間に合わないというか、町立でない釧路の病院に行くとなると、あのバスに乗れたらいいのになという思いがあるのです。そういう意味では、糸魚沢駅前を乗り降りできる停留所に働きかけていただきたいということがあります。

以前、都市間バスには、そういう町内に路線バスがある場合はだめだったのです。それは私も調べました。そのときはだめで、時代とともに変わってきていますから、あそこに路線バスがあるわけではないし、そのこと運輸局に働きかけると可能性は非常に高いと思いますので、ぜひ町の行政の力でもって都市間バスというか、釧路・根室間のバスに釧路行きの病院行きのバスに乗れるように努力していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

都市間バスの途中、糸魚沢駅に乗降所ということですが、乗降所を設置した場合、そのときには町が負担する費用が発生してきます。そうしたときに、町が負担する額が多額になるということもございまして、町といたしましては、厚岸・糸魚沢間で、1回目の町長の答弁でもありましたけれども、デマンドバスということで、朝と夜2便を運行させる計画で今検討をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 新たなデマンドバスをおこすことも必要でしょうけれども、新たな経費かけるというか、そういうものと比べて、ぜひ、今の運行されている都市間バスを利用したほうがいいのか、あるいは新たなデマンドバスをおこしたほうがいいのか、その採算性もぜひ検討していただきたいなど。町が何が何でもということではなくて。

それともう一つは、糸魚沢の観光スポット、別寒辺牛湿原、あれは廃止になってしまったのですか。観光課としてはどのように捉えていますか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

ご質問者おっしゃる場所については、旧糸魚沢小学校に登る坂道の途中にあったものかなと思いますが、もともとそこには別寒辺牛湿原といったような表記をした看板が確かにございました。しかしながら、町としてはそこはスポットとしては指定をしていなかったという場所になります。今どのような状況になっているかと言いますと、あそこすぐ近くに急カーブがあるのです。それで、あそこに車を停めて見ていると対向車というのでしょうか、そういうものが来たときに危険であるといったことと、あと昔に比べて木が成長して、伸びてきて、ちょっと景観上、見える部分もあるのですが、なかなかちょっと広く見えないという状況もあるものですから、あそこの看板については、定かではないのですけれども、5年以上前には看板は取り外させていただいたという状況でございます。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 私のほうから、ちょっと都市間バスの補足をさせていただきたいと思います。

ご質問者言われる釧路・根室間都市間バスの停車については、先ほど町民課長の答弁の中で負担が発生するということをお願いさせていただきましたが、停めた場合、乗合バスに関しては、行政区域内の、要は通行する距離で負担金が発生することになりますので、釧路・厚岸間の2分の1近くの行政距離が厚岸町での負担となります。ですか

ら、かなりの負担になることが想定されるわけで、これまでその負担と旧霧多布線、現在釧路・厚岸線でございますが、その路線を守るために停車をさせないという現状もございますので、今回、町長の答弁にもありましたように、現在の釧路・厚岸線を守ると、要は厚岸町の釧路への交通機関、JRと釧路バスの釧路・厚岸線になりますが、これをまず死守しなければならないということもありまして、代わりに糸魚沢駅のなくなる糸魚沢地区住民の不便を解消するために、今走っているデマンドバス、トライベツまで走っているわけですが、それに加えて糸魚沢と厚岸駅間の増便をして、鉄路と釧路・厚岸線に接続をすることでその不便を解消しようとする案を今持っています、この後、糸魚沢地区住民と協議をする場を設け、その後にその協議と事業者の、事業者とは既に可能かどうかということをもう話をしております。運転手の問題等あるものですから、話をしておりまして、その後厚岸町地域公共交通活性化協議会で協議をしていただいて、町に提案した上で、町で再度検討して、方向性を早急に決めたいと考えてございますので、ご理解を願いたいと思います。

- 議長（堀議員） 以上で、音喜多議員の一般質問を終わります。

昼食のため、休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問から進めてまいります。

次に、8番、金子議員の一般質問を行います。

8番、金子議員。

- 金子議員 質問通告書どおり質問させていただきます。

年末年始を迎えるに当たり、飲酒の機会が増加すると思われるが、年間を通じて飲酒運転の防止について、町はどのように考え、どのような対策を講じているのかを伺います。

- 議長（堀議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 8番、金子議員のご質問にお答えいたします。

交通安全対策について、「年間を通じ飲酒運転の防止について、町はどのように考え、どのような対策を講じているか」についてであります。飲酒運転による交通事故は、平成18年8月に福岡県で幼児3人が死亡する重大事故が発生するなど、大きな社会問題となりました。飲酒運転による悲惨な交通事故をなくすための具体的な対策としては、警察や自治会などの関係団体、職域及び関係機関の代表をもって組織する厚岸町交

通安全運動推進委員会及び厚岸町防犯協会で、春と秋に全国交通安全運動街頭啓発の際に、尾幌トラックスケールで国道44号線を通過する車両に対し、交通安全のチラシや飲酒運転根絶のチラシ、啓発資材を配付し、安全運転及び飲酒運転根絶の呼びかけを行っております。

また、毎年12月には厚岸町防犯協会が主催し、厚岸警察署の協力のもと、歳末特別パトロールのほか、各自治会や各種団体と連携して、湖南・湖北地区の料飲店を1軒ずつ訪問し、飲酒運転根絶の呼びかけを行っております。

以上でございます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 町も飲酒運転防止にはずっと取り組んでいるというのは重々分かっております。ただ、やはり全国的にもいまだに飲酒運転による悲惨な事故というのが後を絶たない状態だと思います。今年に入り、私が印象に残っているだけでも千葉県八街市で飲酒運転のトラックが下校中の小学生の列に突っ込み、児童5人が死傷した事故や、福井県での無免許の飲酒運転で高齢女性をひき逃げして死亡させた事故など、こういうのが印象に残ってしまっていて、飲酒運転による悲惨な事故というのは後を絶たない状態だと思います。

また、私が地域の住民などから聞いている話では、会合などの後の飲食後に飲酒運転をして自宅に帰っていたり、日常的な集まりでの飲酒運転の常習化、町なかでは昼間から飲酒運転をしていると思われる車などがいるという声を多数、正直聞いておりまして、本当に町民のごく一部の方だと思いますが、まだ飲酒運転を簡単に考えている方が一定数いるのが大きな問題だと思っております。

この状況を踏まえて、今後厚岸町では飲酒運転による悲惨な事故が起きないようにするにはどうすればよいかという考えをお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

町といたしましては、平成27年12月1日に北海道飲酒運転の根絶に関する条例が施行されております。町といたしましても、北海道飲酒運転の根絶に関する条例に準じて、今まで取り組んできたわけでございます。

この条例の内容でちょっと説明させていただきたいと思っております。基本理念でございますが、道、市町村、道民及び事業者の適切な役割分担による協働により、社会全体により推進されなければならない。三つ目として、事業者、家庭、学校、地域住民、行政、そのほかの関係する者の相互の連携強化のもと、社会全体で飲酒運転の根絶を目指し、行わなければならないとされております。また、5として道民の責務ということですが、飲酒運転をしてはならないこと、飲酒運転が重大な違法行為であること、飲酒運転が体に及ぼす影響に対する理解、道の施策への協力、飲酒運転の制止努力義務とされております。最後に、その中でございますが、通報努力義務として1、道民、2とし

て飲食店、営業者及び酒類販売業者、3としてタクシー事業社及び代行業者が飲酒運転を確認した場合等が警察への通報努力義務とされていることから、町といたしましては、それらに準じて今までの取組を継続的に今後も進めたいと考えております。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 町が取り組んでいるというのも自分も分かった上での今回の質問だったのですが、もともと目に見える成果がすぐに何か見て分かるというのものでもない話をさせていただいているのですが、やはり現状というのが先ほどお話をさせていただいたというのも一つの見方による答えだと思ひまして、今やっているよりも、今の対策よりさらに踏み込んだ対策を町としても考えていただきたいと思います。そこまでやらないと、正直飲酒運転って根絶できないと思うのです。先ほど、課長に説明いただいた道の条例の話で、道庁の担当部署にも自分も聞き取りしましたところ、27年の条例のことなのですが、つくった理由というか、先ほど説明いただいたのは、その内容だと思うのですが、道としてはその条例をつくった根拠というのは、道民一人一人が飲酒運転をしない、させない、許さないという模範意識を持ち、社会全体で飲酒運転を根絶すべく、道民や事業者に対してもそれぞれの責務を果たすことを求め、道民にとって安全で安心して暮らすことのできる社会が実現されることを目的として条例がつけられたそうです。

その後、現在までに道内の市町村では旭川市と砂川市、愛別町の3市町が飲酒運転根絶の条例を制定しております。他6町村では交通安全の条例等の中に飲酒運転の根絶について盛り込んでいると聞いております。

また、そこで私ごとになるのですがけれども、私が厚岸町に移住して4年が過ぎまして、正直、移住して最初はきれいだとか、食べ物おいしいとか、本当にそういうのもあったのですがけれども、飲酒運転に対するモラルが低いことというのはすごい衝撃を、正直、札幌から来て受けました。例えば、お酒を飲んで普通に運転する人が多く、それを注意したり止める人がいないこと。そして、飲酒運転している方は誰かに通報されたり事故を起こしたり警察に捕まるという危機感がない人が少なからずいることに正直驚いた経緯があります。

第6期厚岸町総合計画の厚岸町の課題に、安全・安心で快適な生活環境の整備とあります。飲酒運転の根絶があつてこそ町民も安心・安全な生活環境になると思います。もちろん、道路環境の整備のこの書いてるための部分だと思うのですが、道路環境の整備もとても重要なのですが、よい道路も車を運転する方の認識を変えてこそ道路だと思います。飲酒運転の取り締まりは警察の役割ですが、飲酒運転は絶対にだめだという意識を町民全体で共有する必要があると思います。そのためには、ぜひ厚岸町に新たな取組をする必要があると思います。そこで、新たな取組の一つとして、厚岸町として新たに飲酒運転撲滅条例の条例案の作成を検討するなどしていただくことを考えてもらいたいなと思ひまして、回答をお願いいたします。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

先ほど私が説明いたしたところなのですが、今段階におきましては、北海道の飲酒運転の根絶に関する条例に基づきまして、町としても引き続きその取組を行っていききたいということと、今後新たに強化するということの考え方としては、例えば庁舎入り口のサイネージのところなのですが、そこで飲酒運転に対する防止のビデオなどを流して周知していくということも考えられますし、チラシにつきましても、年2回広報等に折り込み配付をしています。今後はその回数を増やしていくということも考えられるのかなというところがございますので、ご理解いただきたいと思っております。

町といたしましては、今段階、町独自の条例を制定するという事は考えておりません。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 ありがとうございます。

町独自の条例案として考えない理由という根拠が何かあるのであれば、その当たり、もうちょっと詳しく教えていただいてもよろしいですか。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃいました砂川、旭川、愛別に新たに条例が制定されたということでございますが、その三つのところでは現に悲惨な交通事故が発生して、それで新たに条例が制定されたということを知っております。ただ、今は我が町はそういった交通死亡事故が起きていない状況ではありますが、飲酒運転による事故はありませんが、先ほども申し上げましたが、町の独自の条例を制定するのではなく、あくまでも町としましては北海道飲酒運転の根絶に関する条例を広く、町もそうですけれども、町民の人に周知をして、認識を深めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 町の考え方は理解できたのですが、ただちょっと聞いていて、やはり何か起きてからやるという体制をできれば、そういう体制ではない、そういうことが起きない厚岸町であれば、なおさら安心・安全に自分も過ごしていけるし、犬の散歩もできると思うので、本当に起きる前にどう防止するかという、この件だけではないですけども、そういうことも町として考えていただくと厚岸町の魅力ってよそから来た自分が言わせていただくと上がると思います。

総合計画で厚岸蒸溜所の厚岸ウイスキーの本格出荷による地域経済の活性化とありまして、やはりこれから客観的にはウイスキーの町って思う方もいらっしゃるし、地元限定のウイスキーが飲める町ということを宣伝していくことになると思います。その上で

飲酒運転根絶を客観的に分かるように町が積極的に取り組んでいることは、決してマイナスにならないし、客観的に遊びに来る人とか、厚岸町を知る機会がある人はすごく魅力に感じると思うのです。なので、事故が起きてからとかことが起きるとかということのを抜きに、そういうことが起きないための取組を町にさせていただくと、本当観光振興にもつながると私は思っております。

繰り返しになりますが、条例の中に、ほかの6町村は飲酒運転撲滅という部分を入れて、条例改正、一部改正などしているそうなので、町内外に客観的に厚岸町が取り組んでいるということが分かるような姿勢をまず行政側からぜひ進めていただきたいなと強く願っております。

以上で、終わりでいいです。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

今後も引き続き、そういった周知を徹底してまいりたいということで、あとはそういったところ、場所につきましても周知徹底をしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 以上で、8番、金子議員の一般質問をを終わります。

以上で、本定例会に通告ありました9名の一般質問を終わります。

●議長（堀議員） 日程第3、議案第74号 厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の審査については、令和3年9月8日開会の第3回定例会において、条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。委員長の報告を求めます。

1番、竹田委員長。

●竹田委員長 条例審査特別委員会の報告を申し上げます。

令和3年9月8日第3回定例会において、条例審査特別委員会に付託されました議案第74号 厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の審査については、令和3年10月4日日本委員会を開催し、慎重に審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

●議長（堀議員） お諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありません

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第4、議案第84号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） ただいま上程いただきました議案第84号 教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて、その提案内容をご説明いたします。

現在、厚岸町は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、4人の教育委員会委員を任命しておりますが、この内、濱秀利委員の任期が12月23日をもって満了いたします。つきましては、同法第4条第2項の規定に基づき、厚岸町長の被選挙権を有し、人格が高潔で教育、学術及び文化について識見を有する同氏を引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案書1ページをご覧ください。

住所、厚岸郡厚岸町松葉3丁目104番地。

氏名、濱秀利。

生年月日、昭和35年11月18日。

性別、男。

職業、無職であります。

また、濱氏の学歴、職歴については、次のページに記載しておりますので参考に供してください。

なお、任期は同法第5条第1項の規定により、本年12月24日から令和7年12月23日までの4年間であります。

以上、簡単な説明ですが、ご同意くださるようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、人事案件であります。したがって、厚岸町議会運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

- 議長（堀議員） 日程第5、議案第85号 公有水面埋立許可に関する意見についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水産農政課長。

- 水産農政課長（川越課長） ただいま上程いただきました議案第85号 公有水面埋立許可に関する意見について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書3ページをご覧ください。

公有水面埋立許可に関する意見について、水産物供給基盤機能保全事業に基づく第1種床潭漁業の改修工事を施工する上で、公有水面の埋立が必要なため、工事の施工者である北海道より埋立免許の出願がされ、公有水面埋立法第3条第1項の規定に基づき、北海道知事より意見が求められ、これに異議がないことを答申したいので、同条第4項の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回、改修工事が施工される箇所は、いずれも経年劣化により屋板の腐食やブロックの欠損が確認され、改修工事により漁業機能の保全を図るものであります。

工事は、北護岸マイナス2.5メートル物揚場、北防波堤の3箇所で施工されますが、北防波堤は工作物のため、公の水面を埋め立てて土地を造成する行為に当たらないことから、公有水面埋立法に基づく許可が不要なため、本議案において議決を要する箇所は北護岸とマイナス2.5メートル物揚場となっております。

公有水面埋立許可に関する内容であります。1、埋立出願者の住所及び氏名、札幌市中央区北3条西6丁目、北海道。

2、埋立位置及び面積、（1）埋立区域A、厚岸郡厚岸町床潭434番地先の公有水面、17.75平方メートル。

（2）埋立区域B、厚岸郡厚岸町床潭434番地先の公有水面、18.70平方メートル。

（3）埋立区域C、厚岸郡厚岸町床潭351番及び441番地先の公有水面、6.61平方メートル。

計43.06平方メートル。

3、埋立地の用途、漁港施設用地。

4、埋立に関する工事の施工に要する期間、4年6か月。

以上であります。

議案書4ページをご覧ください。

北海道知事から公有水面埋立承認の出願について、諮問の写しでございます。

議案書5ページから11ページまでは、公有水面埋立免許願書の写しであります。

記載内容のとおりであります。位置や区域についてのみご説明をさせていただきます。

議案書6ページをご覧ください。

1、埋立区域であります。（1）は位置であります。三つに分かれており、埋立区域Aと埋立区域Bが北護岸、埋立区域Cがマイナス2.5メートル物揚場となっております。

議案書13ページの床潭漁港平面図のとおりとなっております。

次に、(2)は区域であります。埋立区域AとBについては、議案書14ページ、埋立区域Cは、議案書15ページの埋立区域詳細平面図のとおりとなっております。

議案書8ページをご覧ください。

2、埋立に関する工事の施工区域であります。施工区域Aとには、北護岸の埋立区域Aと埋立区域Bが含まれ、また施工区域Bには、マイナス2.5メートル物揚場の埋立区域Cが含まれており、議案書16ページと17ページの施工区域詳細平面図のとおりとなっております。

なお、埋立に伴う漁業権の一部変更につきましては、令和3年7月28日に開催されました厚岸漁業協同組合の臨時総会において承認され、8月2日付けで厚岸漁業協同組合から北海道へ同意書が提出されております。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 第1種床潭漁業の水産物供給基盤機能保全事業に係る公有水面の埋立に対する知事からの意見を求められておるわけですが、床潭の浜の皆さんの早期改修要望でありますので、私は異議はありません。説明資料の図面を基に説明を受けたのですが、よく分かりません。それで、13ページ、ここに床潭漁港の平面図があります。この図面に基づいて、もう一度申し訳ないのですが工事の施工箇所と、それから埋立承認箇所、公有水面の組合では同意をしたわけです。これの箇所、ただいま説明がありました。必要のない部分もある。どこがどうなのか、改めて説明をお願いいたします。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 大変、ちょっと分かりにくくて大変申し訳ございません。

それでは、お手元の13ページの図面を基に、もう少し詳しく説明をさせていただきます。

まず、今回の公有水面の埋立の必要となる工事でありますけれども、この工事の施工箇所につきましては、図面13ページの右側、埋立区域A、北護岸という部分、それとその横に埋立区域Bと、これがいずれも北護岸の箇所になります。この図面の、今の北護岸の上に伸びている北防波堤、L=100メートルというのがございます。工事だけを見ますと、屋板の補修等につきましては、この北防波堤も含まれますが、北防波堤は土地の造成に当たらないために、今回の公有水面埋立の議決が必要なく、本案件とは関係のない施工箇所になります。

それと、図面の真ん中あたり、やや左上に埋立区域Cと、マイナス2.5メートル物揚場という部分で、この四角で囲った埋立区域A、B、Cが本件の公有水面埋立の意見を

求められている位置であり、先ほど申し上げました北防波堤という部分は、同じような工事として補修工事はされますが埋立には関係ないということになります。

それで、今の13ページの埋立区域AとBの施工の範囲であります。これにつきましては、16ページに埋立の区域よりも工事を行う箇所が幅広く取ってございますので、広く16ページに記載していると。13ページの埋立区域C、これは漁港のアルファベットのYの字になる根元の付け根の部分になりますが、その部分の施工範囲は17ページに記載してあるというような内容でございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 分かりました。それで、もう少しお尋ねをさせていただきます。

工期でございます。書類を見ると、埋立に4年6か月とあります。実質の工事着工から完成の時期、工事の施工順番、3箇所、4箇所あるのですよね、工事するのに。この順番について、まだ不確定な部分もあるかもしれませんが、分かる範囲で教えていただきたい。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 工事の今後のスケジュールになりますが、内容につきましては、あくまでも予定ということではいただいているものになりますので、ご了解いただきたいと思います。

今回の埋立の工事の順番と施工年を合わせて申し上げます。まず初めに、令和4年10月から着工ということで、まずは北護岸を令和4年度に行うと伺っております。その後、令和5年度、令和6年度、令和7年度、この3年間におきまして、マイナス2.5メートル物揚場を3年度かけて行う予定と伺っており、令和8年度の3月までの間に公有水面埋立竣工全て、書類の手續等も含まれると思いますが、これを含めて4年6か月ということになります。着工が令和4年10月、完了が令和8年度ですので令和9年3月ということになってございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 次に、全体事業費、これから発注するから不確定なのでしょうけれども、どの程度想定されておられるのかお尋ねをさせていただきます。

床潭の浜の皆さんの強い漁協改修要望でございます。工期が延長されることのなきよう、しっかりと厚岸町といたしまして、北海道のほうに働きかけをしていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 今回のこの埋立が必要となった工事の中には、今申し上げ

ました護岸、防波堤、物揚場の補修に加えまして、水域の浚渫という部分も地域からの要望を受けまして含まれております。これら全てを含めると、全体事業費は7億3,300万円と伺っております。今回の埋立に関する工事費につきましては、約2億1,000万円と伺っております。4年6か月ということ聞いておりますが、予算のこともあるとは思いますが、地域の要望が、1日も早く、着実に進められるよう、引き続き要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第6、議案第86号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました議案第86号 損害賠償の額を定めることについて、その提案内容をご説明申し上げます。

議案書18ページをご覧ください。

自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容について、ご説明申し上げます。

1、損害賠償の相手方でございますが、札幌市中央区北3条西6丁目、北海道であります。

2、事故の概要であります。令和3年6月23日午後7時5分頃、海事記念館職員が床潭漁港において、職務上町有車両を後退して走行した際、後方確認を怠ったり、北海道が所有する照明灯に衝突し、照明灯の柱脚部と町有車両の後方右側を破損した事故であります。

なお、過失割合は、町が100%であります。

3、損害賠償額であります。3万8,500円であります。

安全運転を推進する立場の町職員がこのような事故を起こし、大変申し訳なく反省し

ているところであります。幸いにしてけが人はありませんでしたが、今後の再発防止に向け、徹底した指導を行っていきたく存じます。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第7、議案第87号 厚岸町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（堀部課長） ただいま上程いただきました議案第87号 厚岸町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、その提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

議案書19ページをお開き願います。

議案第87号 厚岸町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定であります。本議案につきましては、令和4年3月31日をもって上尾幌駐在所の廃止に伴い、地域住民の利便性確保を図るため、戸籍や住民票の申請、交付事務を上尾幌郵便局へ業務委託を行おうとするもので、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第1項の規定により、取扱郵便局について議会の議決を求めるものであります。

内容についてご説明申し上げます。

1、指定する郵便局の名称であります。上尾幌郵便局であります。

2、取扱事務であります。⑴ 戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書、除かれた戸籍の全部事項証明書、除かれた戸籍の個人事項証明書、除籍謄本、除籍抄本、改製原戸籍謄本、改製原戸籍抄本、戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡し。

⑵ 住民票の写しの交付の請求の受付及び引渡し。

⑶ 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し。

(4) 納税証明書の交付の請求の受付及び引渡しであります。

次に、取扱事務の流れについて、別に配付しております議案第87号説明資料交付請求の受付から引渡しまでの概要で説明させていただきます。

それでは、議案第87号説明資料をご覧ください。

A 4 左側四角内が上尾幌郵便局で、右側四角内が厚岸町役場となっております。初めに、中央上段の①郵便局での対応であります。1として郵便局職員が申請書の受付をいたします。次に、2として申請書の内容確認と本人確認を行います。次に3として上尾幌郵便局に厚岸町が設置する複合機により役場へ申請書をファックス送信いたします。

次に、中央中段の②役場での対応であります。1として職員が申請書を受領いたします。2として申請書の記載内容を確認、審査して不備な場合は郵便局へ確認いたします。3として証明書の作成及び送信であります。右側四角内をご覧ください。

戸籍関係の証明につきましては、戸籍システムの端末から複合機にデータを送信して、上尾幌郵便局へファックス専用のN T T電話回線によりファックス送信いたします。住民票関係の証明及び印鑑登録証明書につきましては、住民基本台帳の端末から紙で出力し、複合機にて上尾幌郵便局へファックス専用のN T T電話回線によりファックス送信いたします。納税証明につきましては、税務証明の端末から紙で出力して、同じく複合機にて上尾幌郵便局へファックス専用のN T T電話回線によりファックス送信いたします。送信する証明につきましては、この段階では町長の押印がされていないものとなっております。

最後になりますが、中央下段の③郵便局での対応であります。1としてあらかじめ複合機に改ざん防止の紙をセットして、複合機から町長の押印がされた証明書を受領いたします。このとき初めて町長の押印がされた証明書が出力される仕組みとなっております。2として出力された証明の内容を確認いたします。3として申請書に手数料を請求し受領いたします。受領いたしましたら領収書を発行し、証明書と合わせて申請者へ交付する流れとなっております。

議案書19ページにお戻りください。

3、取扱期間であります。令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の3か月前までに、町及び日本郵便株式会社と取扱期間について協議を実施し、取扱期間の延長に合意した場合に限り、当該取扱期間をさらに1年間延長することとし、以後も同様とするものであります。

なお、参考資料として議案第87号参考資料として関係法令の抜粋を添付しておりますので、ご参考としてください。

以上、簡単ではございますが、議案第87号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 一般質問をしておりました。上尾幌のこの場所につきまして。ここまで詳し

い、一般質問ではありませんでしたので、改めて今回郵便局の指定というものが議題と
なってきたわけでございますから、改めてお伺いをさせていただきます。

まず、住民の説明会をやってこられたと思うのです。ですから当然、上尾幌の住民の
皆さん、この移行についてしっかりと理解をしているものと思いますが、まずこの点の
確認をさせていただきます。

それから、現在、あそこで働いている職員の期日が来るのでしょうかけれども、これら
の処遇についてどのようになるのかお尋ねをさせていただきます。

まず、ここまでで。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

住民の説明会につきましては、今まで2回説明会を実施しております。説明会を実施
した中ではご承認いただいているものと現時点では思っております。

それと、二つ目に現在の職員の処遇につきましては、今段階ではこちらのほうでは把
握しておりません。

以上でございます。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 今現在のの上尾幌の職員の処遇につきましては、前回の議会の一
般質問でご質問いただきまして答えたとおりでございますが、任期付職員となっております
まして、来年の3月31日をもって退職となります。その後については、本人はまた新た
に仕事を探すと本人からはお聞きしている状況でございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 そうしますと、まず今後のスケジュールというのですか、移行するのに、い
きなり4月1日からよーいどんということにはならないと思うのです。事務的なスケジ
ュール、どのようにこれから開始に向けて取り組まれるのか。まずこれが1点目です。

それから、受け入れる郵便局の職員の体制というのは何名なのでしょうか。

この2点についてお尋ねをさせていただきます。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

今後のスケジュールでございますが、今回、議会の議決がされた後、郵便局との委託
契約を締結いたします。その後、上尾幌郵便局の電話回線の工事を行いまして、複合機
の設置でございますが、これにつきましては、新年度予算の計上でリース契約というこ
とでございますので、3月中旬以降、議会の議決を得た後に長期継続契約ということ

取り進める予定であります。その後でございますが、3月下旬に実際の交付事務テストということで取り進めを行いまして、4月1日から運用というスケジュールになってございます。

2点目の受け入れる郵便局の職員の対応ということでございますが、現在は上尾幌郵便局の局長1名、それとそのほかの職員が2名から3名ということとなっております。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 委託契約をするわけですよ。委託料というのはどうなのでしょう。発生しないのでしょうか。上尾幌郵便局のほうに町から業務を委託するわけですよ。この委託料というのはどうなるのかなど。

それから、もう1点、郵便局のほうで町の情報を提供するわけですよ。事務を扱うわけだから。個人情報の流出、この辺というのは心配ないのでしょうか。私は機械に弱いものですから、間違いが起きては困るので、その辺はどのような体制になっているかお伺いをさせていただきます。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

まず、委託料でございますが、補正でも債務負担行為ということで計上させてもらっています。その中で、当初の委託料でございますが、初期導入費、これは研修費でございますが2万円。それから、固定費12万円。それと重量費、これは実際の取扱件数に乗じた算出料ということで4万8,000円。それと一般管理費で3万3,600円。合わせまして、税抜きでございますが22万1,600円となっております。

それから個人情報の漏えいでございますが、ファックス送信する際に、複合機のタッチパネルがございまして、直接番号を入れて送信することではなく、上尾幌郵便局というボタンを押して送信されますので、そういった漏えいはございません。また、向こうの上尾幌郵便局の操作盤につきましても、ボタン一つで送信される仕組みとなっておりますので、そういった個人情報漏えいするようなことはありません。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

2番、石澤議員。

●石澤議員 すみません、一つだけなのですが、ここに取扱期間とあるのですが、これが1年ごとに区切られていっているみたいなのですが、これの理由は何ですか。これ、ずっと続くわけではなくて1年ごとに更新していくということなのですか。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えいたします。

その件につきましては、上尾幌郵便局と協議をしまして、今後考えられる3年間とか5年間とかいうことでもありますが、その年、1年ごとに上尾幌郵便局と協議をして進めるということで、何もないとすればその契約がその後継続していくということになっております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 何もないということとは、何かあるということになるのですか。郵便局が断るといふことがあるということなのですか。そんなことはない。どのような理由で、何かすごく上尾幌に住んでいる人にすれば、いつなくなるのかなど不安があるような気がするのですが、その辺どうなっているのですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 町で行う契約ですけれども、会計年度の原則というのがございますので、今回長期継続契約という形で1年ごとの、どちらかがやらないと言わない限り、協議をして続けるということになってございますので、基本的には長期継続契約ですけれども、単年度の原則というのがありますので、そういう形になってございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 そういうことは住民の人たちは納得してきたのですか、そういう契約になっているという。切られるのではないかと、そんな不安は与えるようなことは説明はしていないのですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 郵便局との契約の方法までは説明していないと聞いております。ですが、それで厚岸町が1年でやめたと、そういう考えは持ってございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

(なし)

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第8、議案第88号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） ただいま上程いただきました議案第88号 財産の取得について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書20ページをお開きください。

このたび、取得しようとする財産は、町営牧場で主に牛舎における除糞作業や飼料給与に使用するホイールローダであります。

これは、町営牧場の運営の効率化を図ろうと特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により購入するもので、その財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

その内容であります、1の財産の種類は、物品であります。

2の名称及び数量は、ホイールローダ、1台であります。

3の契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号によりまず指名競争入札であります。

4の取得価格は、1,493万8,000円であります。

5の契約の相手方は、帯広市西24条北1丁目3番4号、コマツ道東株式会社であります。

議案書21ページをお開きください。

参考につきましては、記載のとおりで、型式図につきましては、22ページの別紙資料のとおりでございますので、ご参照願います。

なお、参考資料といたしまして、9月27日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明であります、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

10番、大野議員。

●大野議員 ちょっとお聞きしたいのですけれども、あくまでも増設というか、今まで使っているものが壊れてどうしようもないから入れ替えるのではなくて、新しくもう1台増やすという考えですよね。それと、牧場の施設内で使うのに、前ちょっと職員にも言われたことあるのですけれども、除糞作業するとか牛舎の中に入るなら、もう少し小さいほうがいいのだよねと言う話も伺って、その辺牧場内でいろいろ検討して、この大き

さになっているのだとは思うのですけれども、そういった声は聞こえていませんでしたでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 今回、牧場の中に何基かございますので、やりくりというのもございますが、新たに買うということには間違いございませんし、従前もご質問か何かでお伺いしておりましたし、小型の小回りの効く使いやすい物ということは伺っておりますし、会計年度任用職員含めた作業の打ち合わせの中でも、そのようなものも当然念頭に置きながら、今後の導入に向かって考えてまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第9、議案第89号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました議案第89号 工事請負契約の変更について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書23ページをお開き願います。

議案第89号 工事請負契約の変更についてでございます。

次のとおり工事請負契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

令和3年6月24日、議案第52号をもって議決を得た工事請負契約の締結についての一部を次のように変更する。

変更内容は下記のとおりとなります。

1、工事名、2、工事場所、3、契約の方法に変更はございません。

4、請負金額を1億648万円から1,046万2,000円増額となる1億1,794万2,000円へ変

更するものであります。

5、請負契約者に変更はございません。

このたびの変更は、限られた予算を有効に活用するため、工事の入札執行残を活用し、事業の促進を図るための変更となります。

変更内容につきましては、24ページをご覧ください。

参考として、工事概要等の変更前、変更後を記載している表になります。表の左欄から区分・種別、それから変更前、変更後、備考となっており、今回変更があった区分全てについて備考欄に変更の有無を記載しております。

1、工事概要につきましては、道路改良舗装工、延長231.64メートル、幅員6.5メートル、下層路盤工15センチ、凍上抑制層55センチ、擁壁工49メートル、H型鋼33本に変更はございませんが、新たに上層路盤工（アスファルト安定処理）5センチ、基層（粗粒度アスコン）4センチ、表層（密粒度アスコン）3センチを追加しようとするものです。

次に、2の工期ですが、これらの工事内容の変更による工期の変更はございません。

3として、位置図、平面図、側面図、断面図、道路構造図を25ページから26ページに添付しておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

7番、杉田議員。

●杉田議員 すみません、ちょっと技術的なことが分からないので、ちょっと教えてほしいのですが、変更前に表層、基層、上層路盤工というのがなかったのでしょうか。今回、新たに表層、基層、上層路盤工というのが追加されたということですので、その辺、ちょっと教えていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） ご質問者おっしゃるとおり、当初はこの工事の中には予定はしておりませんでした。次年度以降、この舗装については施工する予定でありましたが、このたび入札執行残によって次年度以降の分ができることになったということで、今回変更とさせていただきます。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

1番、竹田議員。

●竹田議員 アスファルト工事については、別途アスファルト工事屋さんに発注かけるというのは、通常そういう入札執行やっていたのですけれども、なぜここにプラスしたのか、その辺の訳を教えてください。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 道路改良工事において、必ずしもこれまでもアスファルト屋さんに発注していたということではなくて、改良工事の中の一体のものとして路盤から表層のアスファルトまで一体のものとして発注する場合においてはアスファルト業者ではなくて、建設業者、いわゆる土木業者さんにそのまま一括して発注する場合もこれまでもありました。今回も道路改良工事の延長の中で追加工事のような形になるのですけれども、トータル的に経費的な面とか作業の効率面とか考えたときには、引き続き同じ業者さんで舗装工事まで施工したほうが効率がいいということで一体のものとして考えて変更させていただいております。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第10、議案第90号 町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

●税務課長（鈴木課長） ただいま上程いただきました議案第90号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と改正内容をご説明申し上げます。

議案書27ページをお開きください。

国は、現下の経済状況を踏まえ、令和3年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担の調整、軽自動車税の環境性能割税率区分等の見直し等を行うなどとして、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法執行令等の一部を改正する政令を令和3年3月31日に公布し、原則として同年4月1日から施行しました。

この法律の施行に伴い、令和3年度の町税の課税義務等の執行上、改正法と同日に施行しなければならない部分に関しましては、先の第1回臨時会において町税条例等の一部を改正する条例として専決処分により報告し、ご承認をいただいているところではあ

りますが、それ以外の改正部分で令和4年1月1日以降に執行するものについては、本定例会に提出するものであります。

改正内容の説明につきましては、別紙お手元に配付の議案第90号説明資料の新旧対照表により行いますが、主な改正内容といたしましては、地方税法等の改正により扶養控除における国外居住親族の取扱いが見直されたことに伴う個人町民税に係る関係規定の改正、特定一般用医薬品等を支払った場合の医療費の控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制の適用年度の延長などがございます。

それでは、議案第90号説明資料新旧対照表をご覧ください。

第17条第2項は、個人の町民税の非課税の範囲に関する規定のうち、均等割の非課税に係る規定であり、非課税限度額の算定に用いる扶養親族について、改正後の地方税法等に合わせて規定を整備するものであります。

改正内容としては、これまで16歳以上とされていた扶養控除対象について、納税義務者の担税力の低下に寄与しないとして、留学生などを除き、国外に居住する30歳以上70歳未満の者が扶養控除対象者から除かれたことであり、この趣旨は非課税限度額においても同様に当てはまることから、扶養控除の対象外となる国外居住親族について非課税限度額の算定基準から除外するものであります。

これにより、第17条第2項で規定する扶養親族について、扶養控除の対象とならない16歳未満の者と扶養控除対象者に限るとするもので、施行期日は令和6年1月1日であります。

第28条の7 寄附金税額控除に関する規定であり、個人、町民税の所得割の額から控除される社会福祉法人に対する寄附金について、所得税等の国税の改正に合わせて、出資に関する業務に充てられるものが明らかなものを控除対象から除くとするもので、施行期日は令和4年1月1日であります。

第29条の4の3及び次ページの附表第5条は、先にご説明した第17条の改正と同様に、国外居住扶養親族の見直しに伴う改正であります。

第29条の4の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定で、扶養申告書の提出を要する公的年金受給者として控除対象扶養親族を除く扶養親族を有する者としておりました。この改正前の規定による控除扶養対象親族を除く扶養親族とは、実質的には16歳未満の扶養親族ではありますが、国外居住扶養親族の見直しにより、16歳以上でも控除対象外となる扶養親族が生ずるため、申告書の提出を要する扶養親族の定義規定を控除対象扶養親族を除くから、年齢16歳未満の者に限るに改めるものであります。

施行期日は、令和6年1月1日であります。

附則第5条は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等に関する規定であり、先にご説明した第17条の第2項の個人の町民税の均等割の非課税範囲の改正内容と同様に、所得割においても扶養控除の対象外となる国外居住親族を非課税限度額の算定基準から除外するため、算定基準となる扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限るとするものであります。

施行期日は、令和6年1月1日であります。

附則第6条は、一定一般用医薬品等を支払った場合の医療費控除の特例に関する規定

であり、健康診断や予防接種などの一定の取組を行う個人が、特定の医薬品を年間1万2,000円を超えて購入した場合に、その超えた額を所得から控除する特例措置について、平成30年度から令和4年度までの各年度分としていた特例期間を令和9年度までの5年間延長するもので、施行期日は令和4年1月1日であります。

議案書27ページにお戻りいただき、附則であります。

第1条は、施行期日についての規定で、新旧対照表によりご説明したそれぞれの施行期日を規定するものであります。

第2条は、町民税に関する経過措置で、第1項は、寄附金控除に係る改正後の規定について、施行日以降に支出する寄附金について適用し、施行日前に支出した寄附金については、なお従前の例によるものであります。

第2項は、国外居住扶養親族の見直しに係る個人の町民税に関する部分については、令和6年度以降の年度分の個人町民税について適用し、令和5年度分までの個人町民税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、議案第90号の提案説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第11、議案第91号 厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び厚岸町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） ただいま上程いただきました議案第91号 厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び厚岸町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

本条例においては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に従い、本町にお

ける家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について定めた条例と、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従い本町における特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について必要な事項を定めた条例について、それぞれ基準となる一部改正省令及び府令のうち、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、令和3年4月1日と同年7月1日に施行され、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準については、同年8月2日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うため、本条例を制定するものであります。

改正の主な内容といたしましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準のいずれも、これまで事業所において作成する書面で行うことが規定されている諸記録の作成や保存等について、業務負担軽減と利便性向上の観点から電磁的な対応を認めることとする規定が追加されたものであり、改正理由や改正内容に共通する事項が多いことから、二つの条例を一つの一部改正条例とし改めるものであります。

この条例で定めるべき基準の類型につきましては、新旧対照表、右の欄の改正要旨欄に条ごとに従うべき基準または参酌すべき基準と記載しておりますが、このうち必ず適合しなければならない基準である従うべき基準に係る条項は、異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、国の基準に従い、同様に改正し、十分参照しなければならない基準である参酌すべき基準におきましても、国の基準とすることが適正な事業運営を確保する上で妥当であると認められることから、国の基準のとおりに改正するものでございます。

改正内容の説明につきましては、別に配付してあります議案第91号説明資料新旧対照表により行わせていただきます。

新旧対照表をご覧ください。1ページをお開きください。

第1条といたしまして、厚岸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

目次の改正は、今回新たに第6章を追加するものであります。

第6条第1項本文の改正は、教育についての定義を本項第3号で用いる教育のほか、同条第4項第1号についても同様の意味であることから、同号にも定義を適用させるための改正であります。

新旧対照表の2ページをお開き願います。

第6条第1項第3号の改正は、利用乳幼児の定義を同条第4項第1号で用いる利用乳幼児についても同様の意味であることから、同号にも定義を適用させるための改正であります。

次に、第6条第5項の改正については、連携協力を行う者と規定しておりましたが、この連携協力を行う者とは、児童福祉法第59条第1項に規定する施設に対応することから、法との整合性の観点から行う施設に改正するものであります。

次に、第6章を加えるもので、新たに第49条として、保護者との間の手続において、家庭的保育事業者等またはその職員の業務負担軽減や利便性向上を図る観点から、諸記録の保存や交付等について、これまで書面で行うことが規定されていたものを電磁的な

記録によることができるとする規定を追加するものであります。

次に、第2条といたしまして、厚岸町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

新旧対照表の3ページをご覧ください。

目次の改正は、今回新たに第4章を追加するものであります。

新旧対照表の3ページから4ページにわたります。第5条第2項から第6項まで及び第38条第2項の改正につきましては、今回新設する第53条の第2項から第5項までの内容がこれらを包含したものになっていることから削るものであります。

新旧対照表5ページをご覧ください。

第42条第1項第3号の改正につきましては、満3歳未満保育認定子どもについての定義を本号で用いる満3歳未満保育認定子どものほか、同条第4項第1号で用いる満3歳未満保育認定子どもが同じ意味であることから、同号にも定義を適用させるための改正であります。

次に、第42条第5項の改正については、連携協力を行う者と規定しておりましたが、この連携協力を行う者とは、児童福祉法第59条第1項に規定する施設に対応するものであることから、項との整合性の観点から行う施設に改正するものであります。

新旧対照表6ページをお開き願います。

次に、第4章を加えるもので、新たに第53条として、第1項では、特定教育保育施設等の業務負担軽減や利便性向上を図る観点から、諸記録の保存や交付等について、これまで書面で行うことと規定されていたものを電磁的な記録によることができるとする規定を追加し、第2項では、その具体的な手段として電気通信回線を通じて送信することやCD-ROMなどによって交付することなど、第3項では、文書として出力することができることとする規定でございます。

新旧対照表7ページをご覧ください。

第4項では、電磁的方法によることについて保護者から承諾を得ること、第5項では、保護者から電磁的な方法による提供を拒否された場合は電磁的な方法で提供してはならない旨を規定しております。

さらに、第6項では、第2項から第5項までに規定された内容を書面等による同意の取得を行う場合にも準用することの読み替えについての規定を加えるものであります。

議案書にお戻り願います。議案書32ページ、33ページをお開き願います。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものであります。

なお、今般の一部改正省令及び府令において、本町には家庭的保育事業を行う事業者はなく、特定教育保育施設においても直ちに影響を受ける事業者はおりませんことを申し添えさせていただきます。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第12、議案第92号 厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（堀部課長） ただいま上程いただきました議案第92号 厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明を申し上げます。

議案書34ページをお開き願います。

議案第92号 厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。

国民健康保険法では、出産・育児一時金の支給は、保険者が条例で定めることと規定されており、厚岸町国民健康保険条例において、健康保険法施行令に規定する支給額に準じて、出産・育児一時金の額を40万4,000円と規定しております。

また、同法施行令で規定されている通常分娩により、重度の脳性麻痺となった患者の救済等を目的とし、3万円を上限として、出産・育児一時金に加算する産科医療保障制度に係る保険料分について、厚岸町国民健康保険条例施行規則で1万6,000円と定め、出産・育児一時金の支給総額を42万円としているところであります。

このたび、産科医療保障制度の見直しが行われ、当該制度の運用の中で多額の余剰金が生じたことから、一分娩当たりの保険料水準をこれまでの2万4,000円から2万2,000円に引き下げ、これにこれまで発生した余剰金を一分娩当たり1万円充てることで、令和4年1月1日から当該制度の保険料額を1万6,000円から1万2,000円に引き下げることとなりました。

また、令和2年12月23日に開催された、国が設置する社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産・育児一時金等の支給総額42万円を維持すべきとされたところであり、これを踏まえ、出産・育児一時金の額を4,000円引き上げ、40万8,000円とする健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和4年1月1日から施行されることとなりました。

この改正に伴い、厚岸町国民健康保険条例においても、同様の内容の改正と字句の整理を行おうとするものであります。

改正の内容につきましては、別に配付しております議案第92号説明資料①厚岸町国民

健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表及び議案第92号説明資料②厚岸町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表で説明させていただきますが、併せて議案第92号参考資料関係法令の抜粋を配付しておりますので、参考としてください。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

出産・育児一時金について規定している第6条第1項の改正は、被保険者が出産したときに、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して支給する出産・育児一時金の額を現行40万4,000円から40万8,000円に改めるものであります。

また、字句の整理のため、同項ただし書き中30,000円を3万円に改めるものであります。

なお、同項ただし書きにある町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより3万円を上限として加算する額につきましては、議案第92号説明資料②にありますように、厚岸町国民健康保険条例施行規則第23条第3項に規定する産科医療保障制度の保険料分に係る加算額を現行1万6,000円から1万2,000円に改め、改正後の出産・育児一時金の支給総額は現行の42万円を維持する内容であります。

議案書34ページにお戻りください。

附則であります。第1項は、支給期日で、この条例は健康保険法施行令の改正に合わせ、令和4年1月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置で施行日前の出産に係る支給額は、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、簡単な説明ではございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第13、議案第93号 厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました議案第93号 厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

厚岸町営住宅管理条例は、公営住宅法に基づき、法律で定めるもののほか、公営住宅及び共同施設の管理について必要な事項を定めています。

このたびの改正は、今年度建設中でありますまちなか団地1棟4戸の供用開始及び有明団地と奔渡団地の一部解体などに伴い、条例整備が必要となったことから、本案を提出するものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配付の厚岸町営住宅管理条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明申し上げます。

まず、別表の改正であります。

第3条関係は、町営住宅の設置、位置等の規定であります。現行の番号1は、昭和43年度建設の1棟4戸で、老朽化による用途廃止に伴い番号を削除するものです。

番号2は、昭和43年建設の2棟8戸で、棟番号B12号は、平成29年度に、B13号棟は平成30年度にそれぞれ老朽化に伴い解体を行ったもので、番号の削除を行い、現行の番号3を2項繰り上げ、番号1に改める改正です。

なお、番号2の削除については、既に用途廃止を行い、解体が済んでいます。本来であれば、用途廃止を行った時点で条例改正を行うべきでありましたが、条例改正を失念してしまい、今日に至ってしまいましたこととお詫び申し上げます。

次に、現行の番号4は、昭和50年度建設の1棟4戸、番号5は、昭和51年度建設の1等4戸で、それぞれ老朽化に伴い、本年度中に解体を行うため、表から削除を行い、現行の番号6から番号39を4項ずつ繰り上げる改正です。

次に、現行の番号40は、令和元年度に建設されたまちなか団地の3棟目でありますが、松葉3丁目101番地と若竹3丁目16番地の二つの所在で位置を制定させていただきましたが、厚岸町の条例に規定する町有施設所在地の表記は、所在が数室にわたる場合の表記は占有面積の大きい地番を代表として表記することに統一していることから、このたび若竹3丁目16番地を削り、占有面積の大きい松葉3丁目101番地のみを位置として改正しようとするものです。

次に、改正案の番号37は、現在建設中のまちなか団地で、位置、若竹1丁目28番地、棟番号MA-45、建設年度、令和3年度、構造、木造、平屋、室構成、2LDK、個数、4戸、備考として、建具、給湯器、浴槽、シャワー付きを表に追加するものであります。

議案書35ページにお戻り願います。

附則でございます。

この条例は、令和4年1月7日から施行する。ただし、別表中1の項及び2の項を削り、3の項を1の項とし、4の項及び5の項を削り、6の項を2の項とし、7の項から39の項までを4項ずつ繰り上げ、40の項中若竹3丁目16番地を削り、同項を36の項とする改正規定は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 1点だけ、ちょっと訪ねます。この表なのですけれども、右側の下、二つなのです。今、説明を伺っていたら、松葉3丁目101番地、これが若竹にもまたいでいるのだけれども、面積の多いほうで松葉にしたと。それから、37番目なのですけれども、松葉団地ということで表現していたのだけれども、若竹の1丁目28番地という地番になると。こうなると、松葉にもかかっていたと、こういうことでよろしいのですか。居住者はまごまごしないのでしょうか。今まで、例えば36番なのですけれども、どちらの住所を使っていたのですか、実際には。住んでいる人は迷っていなかったのかな、表示がこうなっているのであれば。どのようになっていたのですか。それ、ちょっとすっきりしないのです。この辺の説明をお願いします。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

まず、現行の40番、いわゆるまちなか団地の3号棟目になりますが、ご質問者おっしゃるとおり、今まで若竹16番地にもかかっていた。提案説明でも申し上げたとおり、今回改めて面積の大きいほうで位置を指定させていただくのですが、3号棟でいくと松葉3丁目101番地が673平米ございまして、若竹が336平米であったということから、このたび若竹3丁目16番地を表の中から削らせていただきました。その上で建設が終わって入居される折には、この建物自体の所在自体を松葉3丁目101番地ということで、入居者の方には統一してお伝えしておりますので、住民票等もそちらの住所でということになっておりますし、郵便局とかにもその旨お話して、郵便物とかもこの住所で配送されるというようなことになってございます。

それから、このたびの37番、まちなかの4号棟目ですけれども、今回は松葉と若竹にまたがっております。若竹の1丁目28番地が約460平米ございまして、そのほか松葉で2室ございまして、一つが350平米、もう一つが158平米ということで、この3室の中で1番大きな若竹1丁目28番地、こちらを建物の位置として、このたび提案させていただいているといったようなことになってございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 足したら松葉のほうが大きいのではないですか。3室のうち松葉に面している部分が、これだと500になるのですよね。若竹が460で。実際に松葉の面積に入っているほうが広がる、2室あるかもしれないけれども。そうなったら、何かすっきりしないです。これでいいのですか、本当に。疑念に思うのです。住んでいる人だって、松葉

に住んでいるのに、地域なのに、若竹でないのかと。決めたからかもしれない。そもそも、松葉まちなか団地という名目で我々にずっと説明してきたわけでしょう。ここにきて、住所が若竹でした。ちょっと失礼な話だな、僕に言わしたら。何で今なのだと。もっと前からちゃんとしていただきたい。いかがですか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

ちょっと説明の部分で足りない部分があったので、ちょっと補足も含めて、再度説明させていただきますが、確かにおっしゃるとおり松葉という地区だけを考えれば、議員おっしゃるとおり松葉地区のほうが面積大きくなるのですけれども、2室に分かれているのです。これが松葉、たしか、ちょっと丁目まで今すぐ出てこないのですが、枝番でいくと47の2と46の2ということで、2室ございます。

実は私のほうも合筆すると松葉のほうが大きいというのは当然理解はしておったのですけれども、実はこちら町が購入して、その後、当然合筆しようということで、手続きしようとしたところ、これちょっと遡れば明治時代からの話になってしまうのですが、当時所有していた方が買い戻し特約という特約を付けて、厚岸町が買うまでの間、代替わりしていろいろな方が土地を購入していたそうでございます。町として、一つの地番にしようとして合筆した折りに、法務局のほうに問い合わせたところ、こちらの買い戻し特約自体を抹消しなければ合筆ができませんといったような回答をいただきまして、その上で抹消するに当たっては相続人を特定しながら相続人の抹消登記に係る承諾を得るでありますとか、家庭裁判所に相続財産管理人または不在者財産管理人等の法定代理人を選定した上で抹消登記を取り進めなければならないといったところで、法務局のほうからも、ちょっと現実的ではないですよという話をいただきまして、このたび、この3筆のまま合筆しないで建設に至ったわけですが、その結果、若竹地番のほう面積が大きいままであるといったことで今回若竹という表記にさせていただいております。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第14、議案第94号 厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

観光商工課長。

- 観光商工課長（諸井課長） ただいま上程いただきました議案第94号 厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容について説明いたします。

議案書36ページをお開きください。

これまで当町では、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる旧過疎法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法の趣旨に基づき、工業等の振興を促進することを目的に、厚岸町工業等振興条例を制定し、厚岸町に事業場を新設または増設する者に対し、一定の要件を定めて固定資産税の課税免除を行ってきたところであります。

今般、厚岸町工業等振興条例の趣旨の一つとしている旧過疎法が令和3年3月31日で失効し、代わりに人口減少に歯止めがかからず地域の活力低下が続く厳しい状況にある過疎地域の持続的発展を支援し、総合的、計画的な対策を実施するための過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から令和13年3月31日までの10年間を期間として施行されたところであります。

この新過疎法では、市町村が策定する過疎地域持続的発展計画に記載された旧過疎法における過疎区域と同様の当町全域である産業振興促進区域内で振興すべき業種として定める事業の用に供する設備の取得等をした者に対する固定資産税の課税免除に関することが定められ、旧過疎法に基づく厚岸町過疎地域自立促進市町村計画と比較して、対象となる業種に情報サービス業等が、設備投資に新增設以外の改築や修繕等が追加されるとともに、その取得等の価格要件を現行の2,700万円以上から、一部を除き500万円以上に引き下げの見直しが行なわれたところであります。

このため、新過疎法の施行に伴い、厚岸町過疎地域持続的発展計画で産業振興促進事項として定める業種の用に供する設備の取得等をした者及び未来投資促進法に定める承認地域経済牽引事業者が行う地域経済牽引事業の用に供する設備の取得をした者への固定資産税の免除を行うためと、全部改正から29年を経過し、現状にそぐわない表題や条文のある厚岸町工業等振興条例を整理するため、本条例を制定するものであります。

それでは、議案に沿ってご説明させていただきますが、参考資料①として関係法令の抜粋及び参考資料②として規則案を配付させていただいておりますので、併せてご参照願います。

第1条は、この条例の趣旨規定で、この条例は新過疎法及び未来投資促進法の二つの法律に基づいており、新過疎法については、令和3年第3回定例会でご承認いただきま

した厚岸町過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進促進区域内において当該計画に振興すべきとして定められた業種である製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業の用に供する設備を取得等をした者、また未来投資促進法については、同法第4条に基づく厚岸町が作成した基本計画に定められた促進区域内において北海道から地域経済牽引事業計画を承認された事業者が同法第26条の地方公共団体等を定める省令に規定する対象設備を設置した者に対する固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めるものと規定しております。

なお、今回、新過疎法で追加された業種の情報サービス業等とは、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、コールセンター等を言います。

議案書37ページ、第2条は、課税免除について規定するもので、前条で規定する固定資産税の課税免除を行うに当たり、具体的な内容について規定しており、新過疎法と未来投資促進法による課税免除の対象要件を第1項第1号と第2号により、分けて規定しております。

第1号は、新過疎法における対象要件を規定し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税法の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令、第1条第1項第1号イに規定する過疎地域を、その区域とする公示日である令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に、製造業、情報サービス業等、農林水産物等、販売業もしくは旅館業を営み、青色申告書を提出する個人または法人が特別償却設備の取得等をしたとき、当該特別償却設備に対して課する固定資産税について課税免除することを規定しております。ただし、資本金の額等が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設または増設に限定することを規定しております。

なお、特別償却設備とは、家屋、償却資産を言い、取得価格の合計額が同号ア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれに定める額以上のものとしております。

アにおいては、製造業または旅館業を対象とし、その取得価格の合計は500万円以上ですが、資本金の額等が5,000万円を超え、1億円以下である法人については1,000万円以上、資本金の額等が1億円以上の法人については2,000万円以上とする内容であります。

イにおいては、情報サービス業等または農林水産物等販売業を対象とし、その取得価格の合計は500万円以上とする内容であります。

第2号は、地域未来投資促進法における対象要件を規定しており、国による基本計画の同意日である平成30年3月28日から起算して5年以内に北海道から承認された地域経済牽引事業計画に従って対象設備を設置した者について、その対象設備の用に供する家屋もしくは構築物またはこれら敷地である土地に課する固定資産税について課税免除する内容で、取得価格の合計については、同法第26条の地方公共団体等を定める省令に1億円以上、農林漁業関連業種は5,000万円以上とする内容であります。

なお、厚岸町の基本計画における主な対象業種は、1億円以上では綱、網、レース等製造業、船舶製造・修理業、船舶機関製造業、旅館業、観光関連サービス業、飲食料点小売業、5,000万円以上では食料品製造業、飲食料品卸売業となっております。

議案書38ページ、第3条は、課税免除の期間について規定するもので、新たに固定資産税が課せることとなった年度から3か年度とする内容であります。

第4条は、課税免除の申請について規定するもので、固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長に課税免除の申請をしなければならないとする内容であります。

第5条は、課税免除の取消について規定するもので、課税免除を受けた者が課税免除の要件を欠くことが明らかになったとき、偽りの申請、その他不正の行為があったとき、町の公納金を滞納したとき、課税免除の決定の全部または一部を取り消す内容であります。

第6条は、委任について規定するもので、固定資産税の課税免除の申請などの詳細については、厚岸町過疎対策及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則において定める内容であります。

附則であります。

附則第1項は、この条例において、公布の日から施行するとするものであります。

附則第2項は、厚岸町工業等振興条例の廃止について定めるもので、本条例を施行するに伴い、厚岸町工業等振興条例を廃止する内容であります。

附則第3項は、厚岸町工業等振興条例の廃止に伴う経過措置を定めるもので、旧過疎法に基づく固定資産税の課税免除について、令和3年3月31日以前に廃止前の厚岸町工業等振興条例における指定事業者が新設または増設により取得した固定資産に係る固定資産税の課税免除について、従前の例によるとする内容であります。

附則第4項は、附則第3項同様、厚岸町工業等振興条例の廃止に伴う経過措置を定めるもので、地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除について、この条例の施行日前に廃止前の厚岸町工業等振興条例における指定事業者が新設または増設により取得した固定資産に係る固定資産税の課税免除について、従前の例によるとする内容であります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 議会運営委員会開会のため、本会議を休憩いたします。
再開を午後3時30分といたします。

午後3時02分休憩

午後3時30分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開いたします。
お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員会委員長より、報告の申し出がなされております。これを日程に追加し、追加日程としてただちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程としてただちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議会運営委員会報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

6番、佐藤委員長。

- 佐藤委員長 議会運営委員会報告を申し上げます。

本日、9日午後3時6分から第9回議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容についてご報告を申し上げます。

追加議案として提出されました議案第95号 厚岸町一般会計補正予算の取扱いについて協議をいたしました。その結果、本会議において審議することとし、令和3年度各会計補正予算の終了後、審議を行うことに決定をいたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

- 議長（堀議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
本会議を休憩いたします。

午後3時31分休憩

午後4時50分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開いたします。
本日の議事日程は全部終了いたしました。
よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時50分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和3年12月9日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員